

平成27年第5回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月11日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成27年12月11日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者兼会計課長	原田道夫君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡辺竜五君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君

市民生活課	村川	一博	君	環境対策課	名畑	匡章	君
社会福祉課	鍵谷	繁樹	君	高齢福祉課	後藤	友二	君
農林水産課	坂田	和三	君	観光振興課	大橋	幸喜	君
産業振興課	市橋	秀紀	君	建設課	清水	正人	君
下水道課	野尻	純一	君	学校教育部	吉田	泉	君
社会教育課	越前	範行	君	両津病院	小路	昭	君
監査委員	計良	隆弘	君	消防課	中川	義弘	君
契約管理	伊藤	浩二	君	庁舎整備	猪股	雄司	君
農林水産	安達	正博	君				

事務局職員出席者

事務局長	源田	俊夫	君	事務局次長	中川	雅史	君
議事調査係	齋藤	壮一	君	議事調査係	太田	一人	君

平成27年第5回（12月）定例会 一般質問通告表（12月11日）

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>1 TPP大筋合意と安保法制（戦争法）についての市長の認識と見解</p> <p>2 市民の信頼に基づき市民と協働する行政運営について</p> <p>(1) 一連の不祥事対策では、個々の職員に倫理観を持たせることばかりが強調され、組織としてのあり方や対応が弱いのではないか。また、これまでの行政運営方針や行政の対市民の姿勢を総括する必要があるのではないか</p> <p>(2) 地域図書館縮小計画、中学校統合計画、両津文化会館廃止、金井統合保育園、地域の温泉施設問題など、いずれも市の考えと住民の思いに大きなずれがあるが、4年間の評価は。また、全国の自治体でも広がっている自治基本条例を制定すべきではないか</p> <p>(3) 今年度の教育委員会の制度改正に伴う改善等は、どのように進んでいるのか</p> <p>(4) 地域おこし協力隊、戦略官といった外部人材活用の評価</p> <p>3 佐渡市総合戦略について</p> <p>予算化した各施策の目標到達状況</p> <p>4 地域経済活性化について</p> <p>(1) 佐渡汽船問題は、大株主である新潟県に責任を果たさせる島民世論と姿勢が必要だが、佐渡経済の生命線でもあり、どのようにするのか</p> <p>(2) 総合戦略でも中心の起業や子育て支援のために国民健康保険税の軽減を実施すべき</p> <p>(3) 雇用のあり方が問われているが、まず行政から手本を示すべきではないか。臨時職員賃金や業務委託などのあり方を再検討すべき</p> <p>5 安心して健やかな老後のために</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策の基本方針</p> <p>(2) 佐渡市温泉施設等利用促進事業の状況並びに温泉施設を貸与した結果、利便性等が低下していないか</p> <p>6 水道水の硬度が高い地区に対する当面の対応策として、軟水器設置の補助制度を創設すべきではないか</p>	中 川 直 美
10	<p>◎ 甲斐市政3年半を総括し、掲げた公約についてどのように評価しているか</p> <p>(1) 地域資源を活かした産業の育成・雇用の拡大</p> <p>(2) 島民が一体感を持った観光振興</p> <p>(3) 過疎化・少子高齢化に対応した地域づくり</p> <p>(4) 教育環境の整備、子育て支援</p> <p>(5) 財政規模に見合った健全な行財政運営</p>	金 光 英 晴
11	1 市政の信頼回復のために	荒 井 眞 理

順	質 問 事 項	質 問 者
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐渡市職員の行動基準及び責務などに関する条例の制定について</li> <li>(2) 佐渡市職員の懲戒処分並びに賠償責任の手続きについて</li> <li>(3) 事業仕分けについて</li> <li>(4) 補助金、委託金等の事業において不正を行った事業者に対する制裁について</li> <li>2 男女平等参画の実現に向けて 佐渡市女性センターの開設を求める</li> <li>3 佐渡市教育大綱について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民主主義の実現のためにパブリックコメントを実施すべき</li> <li>(2) 学校の図書、読書環境の充実を</li> <li>(3) 社会教育、家庭教育、地域教育プログラムの充実を</li> </ul> </li> <li>4 子育て支援の充実について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域と共に保育できる環境を</li> <li>(2) 子育て支援室と子ども若者相談センターの統合を</li> <li>(3) 地域図書館に親子スペース設置を</li> </ul> </li> <li>5 佐渡観光の拠点について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐渡インフォメーションセンターの機能充実を</li> <li>(2) ガイド養成について</li> </ul> </li> </ul>	荒 井 眞 理
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 TPP対策大綱が佐渡の農林水産業に与える影響と今後の展開 後継者、担い手に与える影響はどのようなものか</li> <li>2 佐渡におけるスマートアグリの可能性について</li> <li>3 農業とICT利用について</li> <li>4 竹、籾殻の農業利用について 竹林整備、籾殻のエネルギー利用等について</li> <li>5 佐渡の農産物の継続的輸出の可能性について</li> </ul>	渡 辺 慎 一

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る9日に議会運営委員会を開催し、今定例会の会期日程の変更について協議いたしましたので、ご報告いたします。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。14日月曜日であります。一般質問追加議案の上程の後、庁舎整備等特別委員会を開催いたします。これは、同委員会から7日に行った審査の状況を踏まえ、議会運営委員会に対し再度開催の要求があったことから、これを了承したものであります。

報告は以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これで議会運営委員長の報告は終わります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。

自民党、公明党の安倍政権は、9月19日に平和憲法を踏みにじる憲法違反の危険な安全保障関連法、戦争法を強行しました。これは、選挙で多数をとれば何をやってもいいというもので、民主主義の基本と憲法に基づく大原則である立憲主義を踏みにじるもので、日本の若者を戦場に送ることにつながります。絶対に許すわけにはいきません。戦争法成立後も、高校生や大学生の若者、子供を持つ母親など、多くの国民各層が戦争法の強行を許さない世論と運動が続いています。日本政治に民主主義と立憲主義を取り戻すということは、国民的な大義を持った差し迫った重要な課題であります。日本共産党は、立場や政策の違いは脇に置いて、戦争法廃止の1点で本気で日本政治に民主主義と立憲主義を取り戻すために個人、団体、野党が力を合わせ、安倍政権を追い詰めることを呼びかけています。

まず、冒頭に言っておきたいと思います。国の政治に対して、自民党感じ悪いよね、政治、民主主義って一体何だとのつぶやきが生まれ、政治のあり方が大きく問われています。これは、佐渡市政も同様であります。来春には市長選挙も市議会議員選挙も行われますが、改めて今佐渡市政でも政治のあり方、議会のあり方が鋭く問われているということも強く指摘をし、一般質問に入ります。

第1は、日本農業に壊滅的打撃を与えるTPP大筋合意を市長としてどう捉えているのか、また政治の基本を踏みにじったやり方の戦争法についての政治家、市長の見解を問います。

次に、今議会の最大の焦点は、何といたっても不祥事に関する職員の行動規範、倫理条例であります。こ

これは、一連の佐渡市の不祥事から何を学び、どうするか、そして市民の信頼に基づく佐渡市の行政運営をどう築くのが問われているわけであります。議会は他人事のようにしていますが、執行部だけでなく、議会がどう日ごろの行政を監視、チェックしているのかが大きく問われているものでもあります。不祥事対策に基づく対応は、単に個々の職員に倫理観を持つということだけでなく、本来甲斐市政の4年間の行政運営や方針、対市民の行政の姿勢も総括する必要があります。例えば甲斐市政になってから日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指そうとしてやってきましたが、地域の図書館縮小計画や中学校統合計画、両津文化会館廃止、金井統合保育園、地域の温泉問題などなど、どの問題でもいつも住民の思いと大きくずれています。さきの言葉で言えば、佐渡市感じ悪いよねが市民の思いではないでしょうか。一連の問題の根底にはこういったものがあるのではないかと、市民との関係での自治基本条例を目指すべきではないかと思いますが、答弁を求めたい。また、公務員で市の職員でもある地域おこし協力隊や外部人材活用の評価についてもあわせて答弁を求めます。

不祥事関連の2番は、教育委員会であります。教育委員会は、今年度の法改正に伴う改善などはどのように進んでいるか。

3点目、石破内閣府特命担当大臣も議会も積極的に関与しながら進めると言っている総地域ぐるみの佐渡市の地方創生の総合戦略です。初年度として予算化をした佐渡プレミアム宿泊券などの各施策の到達状況はどうなっているのか。

4点目、地方創生と大きくかかわる地域経済の問題であります。1つは、この間も問題になっていますが、佐渡の経済の生命線の佐渡汽船問題です。大株主である新潟県に責任を果たさせる島民世論と姿勢が必要です。今佐渡市の本気度が問われていますが、どのようにするのか。

2つ目、総合戦略でも中心に位置づけている起業による産業おこしや子育て支援のために、負担が重く大変だという国民健康保険税の軽減を実施をすべきではないか。

3つ目、雇用のあり方が問われていますが、まず行政から手本を示すべきであります。臨時職員の賃金や業務委託のあり方など再検討すべきですが、どのように考えているのか。

次に、最も現実的で行政として対応が求められている高齢者が多い島として、安心できる老後や介護保険の問題です。1つは、安倍政権での介護保険の大改悪は、要支援1、2の方を介護保険から追い出し、安上がりな対応をさせます。資料にもありますが、平成26年度ベースで訪問介護では2,380人、デイサービスでは2,537人も利用者が追い出されることになります。この総合事業での問題点をどうするのか方針を伺いたい。また、あわせてふえている認知症対策の基本方針はどのようになっているのか、人材の活用も含めて伺いたいと思います。

次に、健康寿命対策の一環でもある佐渡市温泉施設等利用促進事業、いわゆる温泉割引券の状況、施設対応での運営で利便性が低下しているのではないかと、あわせて答弁を求めたいと思います。

最後に、これまでも何度となく取り上げていますが、一向に解決に向かわない水道水の硬度が高い地区への対応であります。せめて機器の補助制度で対応すべきではないか、このことの答弁を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、中川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

TPPの大筋合意あるいは平和安全法の関連の問題につきましては、国政の問題でございますので、私がどうこうできるものではございません。ただ、私としての考えを述べさせていただきます。まず、TPPにつきましてであります。我が国のあるいは我が佐渡市もそうでありますけれども、基本的には自国の食料は自国で生産するというのは、私は基本であるだろうと思っております。輸入に依存をすることではなくて、やっぱり自国で生産をしていかなければならないということからするならば、日本農業、とりわけ佐渡農業にとりましては、このTPPの対応というものは私は合わない施策であるということだというふうに考えております。したがって、このTPPというものについては、そこを具体的にこれから具体的な内容に入るわけでありまして、そのことを日本の農業をどう守っていくのかという視点でさらに考えていただきたいというふうに思っております。

それから、安全保障関連法案であります。これは、私はもう何度も申し上げているところでありますけれども、基本的なスタンスとして、世論調査等で見ますと国民の半分以上が評価をしていない、さらには内容がわからないという今の段階でございます。そういう段階でこれを走るということは、私はあってはならないことであると。100%の国民の同意を得るということはできないかもわかりませんが、いやしくも半分以上の人が反対なり、評価をしないということを行っているということでもありますので、このことについて2点については国に対して強く求めるものであります。

それから、一連の不祥事の対策でございます。何としてもこれは解決をしていかなければならないということでもあります。私は、第一に考えていかなければならないのは、人間として、そして公務員として職員個々の資質向上、これが私は根底にあるというふうに思っております。次に、それを管理をする管理職員による組織の実質的な管理が必要であると、この2点でやっていかなければならないと思っております。具体的には服務規律の徹底なり、定期的なミーティング、主任、副主任制度の体制による業務管理の徹底など、これを一步一步確実に進めてまいりたいと思っております。記者会見でも私は申し上げたところでありますが、上から下にどうおろしていくかということではなくて、下から上に上がってくる、そういう組織風土というものを一步一步確実につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、市民の意見ということであります。行政は市民と一体的にあるものでありますから、市民のご意見を聞くということは、これはもう当たり前のことでありまして、私はそのことについてはこれからそれを基本にやってまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、自治基本条例でございますが、私も新潟県内のほかの市町村の条例というものも読ませていただきました。今合併をしてやっぱり一番問題になっているのが地域間の格差が出てきている、これを何とかしなければいけないということで、私自身は地域から自主的にこういうまちづくり、地域づくり、集落づくりをやっていくというものの提案を今上げていただいているわけでありまして。そういうものが基本になって私はこの自治基本条例というものがあるのではなかろうか、どんなまちをつくりたいのかという住民自治の視点が一般的なものになっているわけでございます。今ここまで10の各地域から提案がある、そういう組織ができ上がったわけでありまして、それらを勘案をし、もう少し研究をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

教育委員会制度改正に伴う改善、これにつきましては教育委員会から説明をいたします。

それから、地域おこし協力隊の問題であります。現在18名の隊員が頑張っておられておりますし、1期目の着任をいたした隊員4人のうちもう3人もが、本来の目的である地元で定住をするということで3人がもう定住を予定しておりますので、私は成果があったというふうを考えているところであります。特に地域に入りまして、地域の方々と一緒になりながら問題解決、地域づくりということをやっているということは、これはいろんな事例等を見てもあるわけがございますので、この点は評価もしますし、これからもこういう人材の活用ということをやってまいりたいというふうに思っております。

また、外部人材の活用でございます。佐渡の中の我々からすると、やっぱり佐渡の中という視点がどうしても前に立つわけでございます。しかしながら、こういう外部の人材からいろいろと幅広い目で見てもらうということについては、これは非常に効果があると私は思っております。ただ、そこでやったものがきょうやったから必ず効果が出るというものではないし、我々はそれを学びながら、それを肥やしとしながら次の施策に結びつけていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、佐渡汽船問題であります。これはもう議員がおっしゃるとおりでありまして、金田議員始め、多くの議員の方々にもお答えを申し上げたとおりであります。航路というのは住民にとっての生命線であります。したがって、佐渡汽船は1つの株式会社ということ以前に、佐渡ということを常に念頭に置いて経営をやっていたかなければならないわけでありまして、まず、佐渡汽船に対してその辺のことを原点に戻って考えていただきたいということは、これは常々申し上げているところであります。もう一点は、佐渡汽船の筆頭株主については、これは県であります。県は、ただ傍観をするだけではなくて、今申し上げたいいわゆる我々島民にとって生命線であるという、生活にもう直結するものでありますから、単なる傍観者ではなくて、そのことを考えて強く指導をしていただかなければならないし、また離島振興法の趣旨に鑑みましても、県は離島振興計画というのをつくっているわけでありまして、そのことを的確に守っていただきたいということでもあります。このことについては、県のほうにも強く、議会の協力も得ながら一生懸命やっているわけでありまして、なかなか通じないところが歯がゆい思いをいたしているところであります。今後とも議会を始め、市民の方々と一体的な行動を起こすことがやはり必要であるというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険税の軽減につきましては、市民生活課長に説明をさせます。

臨時職員の賃金の問題であります。やはり議員がおっしゃるように、まず佐渡市株式会社から改善をしていかなければならない、このことは当然であります。職種、地域の状況等を判断をしているところでありまして、現状では特に保育士、介護員といった有資格者や高い技術あるいは経験を持つ職員については、その確保の観点あるいは安定就業の観点から、島内の民間企業や他市の状況を勘案をしながら検討してまいるということでございます。

なお、業務委託につきましては、やはり民でやれることは民でやるというのは、これはもう大基本でありますから、その基本に基づきまして業務の民営化ということは今後も積極的に行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、介護保険の問題でありますけれども、介護保険の介護予防あるいは日常生活支援総合事業及び認知症対策につきましては、市民に直接密着した重要な施策でありますので、現在第6期介護保険事業計画

に基づいて進めているところであります。特に私どもは高齢化が進むことによりまして認知症というものがふえるというデータも出ているわけでありまして、今認知症対策については力を入れているところでございます。

次に、温泉の問題であります。佐渡市温泉施設等利用促進事業の状況、これは後ほど社会福祉課長に説明をさせますけれども、貸与施設での利便性などを考えまして組んだわけでありまして、やはりそれぞれの事業者の経営判断の中で事業運営をされるということが大事でありまして、市としてはその事業者に対して強く要請をこれからしてまいりたいというふう考えているところでございます。

水道水の問題、毎回毎回これがあるわけですが、出されておるわけでありまして、これは基本的には上下水道課長に説明をさせますけれども、いわゆる水道の水質基準で、その基準内ということがあるわけですので、現段階においては補助を出すということは考えておりません。

何か漏れたようでありまして、総合戦略計画で予算化した施設の到達状況でありますけれども、平成26年度に繰越した事業である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、この事業の地域消費喚起あるいは生活支援型は、事業費ベースで約94%、地方創生先行型は事業費ベースで約83%の執行を見込んでいるところでございます。年度内に完了する、とにかく11月補正で予算化したものについても年度内に完了すべく既に事業に着手をしているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 教育委員会の制度改正に伴う改善等はどのように進んでいるのかということにつきましてご説明いたします。

法改正の背景には教育委員会の形骸化が指摘されていることから、法改正後は教育委員会におきまして勉強会や意見交換の場を設けるなどしまして、協議を深めるように努めているところでございます。

なお、総合教育会議におきましては、佐渡市将来ビジョンや総合戦略の方向性を踏まえ、人口減少対策などの市の施策と合致した教育施策を進めるよう市長部局との連携を図っております。佐渡市教育大綱が策定されましたので、教育振興のための具体的な施策を今後の教育委員会で協議していきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 国民健康保険税の軽減についてご説明いたします。

国民健康保険税につきましては、昨年度に引き続き、本年度も低所得者に係る保険税軽減判定措置の見直しが行われました。さらには、保険者支援制度の拡充が実施されてきたことにより、保険者の財政状況が改善され、被保険者負担の軽減が図られてまいりました。

なお、平成28年度におきましても、低所得者に係る保険税軽減判定措置の見直しの要望がされており、これが実施されることにより、さらに被保険者負担の緩和が図られると考えております。佐渡市におきましては、国民健康保険税の算定において税額、税率の算出の基礎となる賦課総額の割合を応能割55、応益割を45とし、均等割、平等割の割合を低く設定しております。これにより、子供等の所得のない被保険者

が多くいる世帯の保険税の負担について配慮しているものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

佐渡市温泉施設等利用促進事業の状況ということでございます。こちらにつきましては、がん検診促進事業、それから老人クラブ活性化事業、介護ボランティア支援事業、スポーツ関連ボランティア促進事業、地域ボランティア清掃促進事業など11の事業参加に温泉割引券を配布しまして、10月末現在で、3枚つづりのものなのでございますけれども、3万7,510冊配布されております。それで、1万7,159枚の使用があったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） 水道の水質基準、硬度の問題でございます。

水道水質基準では、硬度300ミリグラムパーリットル以下というふうになっております。真野簡易水道の水道水でございますが、硬度は140ミリグラムパーリットル、また椿尾、高崎を除く西三川簡易水道の硬度は160ミリグラムパーリットルです。水質基準をクリアしておりますので、水道事業では補助金は出しません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 問取りのとき言っているのですが、総合戦略の関係で地方創生の予算化した各項目についての到達状況を教えてくれと。金額が幾らで、幾らになったかと言ったのですが、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

各事業ごとの進捗率というふうなことでよろしいでしょうか。

○8番（中川直美君） 各事業ごと教えてください。

○総合政策課長（小林泰英君） 生活支援のための灯油等につきましては、今のところ72%。プレミアム商品券については、ほぼ100%でございます。ふるさと旅行推進事業につきましても、ほぼ100%達成の予定でございます。また、地方創生先行型につきましては、航路の乗用車航送運賃については100%、まち・ひと・しごとの戦略推進事業でございます、こちらは62%、社会福祉従事者等資格取得67%、島外特定不妊治療支援事業71%、若者の島内就職奨励事業が61%、佐渡米品質向上支援が99%、島のものづくり支援センターが33%、島の企業等応援事業については41%となっております。

なお、上乘せの部分については、現在取り組んでいるところということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） まず、国政絡みも含めてTPPの関連ですが、TPPについては市長はもともと問題ありというふうに言っていたので、それはわかるのですが、戦争法の関係では非常に市長進化したなど

いうふうに思って聞きました。国民が半数以上理解をしていないのに走るというのは問題だ、まさにそのとおりだと思います。

そこで、これはお手元に示したし、資料にも焼いてありますが、これは今自民党の公約だったものです。これはやっぱり今回のTPP合意というのは公約違反だと私は思うのですが、市長はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全部ではございませんけれども、私は一部公約違反があると思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これインターネットで見るとわかる。大体これを見て、非常にわかりやすいものだから、公約違反だと多くの、半数以上は多分言っているのだと思うのだけれども、どこが一部だと思っているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 特に新潟県佐渡市にとってもそうでありますけれども、主要品目について、いわゆる外国から入れないその率等については、これは死守するという話であったわけでありますから、そのところができていないわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 言うまでもないのですが、譲歩しないということで、この譲歩したのですよね。この後どうなるかという、今でも米の消費が低迷をして余っていて、市場原理で動かされていてという中で、今度アメリカから入れる米も含めて生産量の約10%になると。これは絶対に米価の下落を招くというふうに言われていますが、市長もそういうふうに考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） どういう対策をとるかは別としても、今の状況で考えるならば米価の下落が懸念されるということであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） きょうは問題が多いので、次に行きますが、少なくとも例えばこれが地元紙のやった社説です。TPPに対して新たな対策をやると言っているけれども、従来の延長線上でしかないというのが多くの識者の見方です。

質問が多いので、次に行きます。下のほうからいきます。水道水の関係です。これ何回もやっているの、今さら言うのも嫌なぐらいになっているのですが、過去も含めて300ミリ以下ならいいというのだけれども、甲斐市長にも見せておいたし、これ学校です。洗っていないわけではないのですよ。洗っているのです。これも学校のコーヒーメーカーのポットです。洗っていないのではないのですよ、これ。真野行政サービスセンターはこんなふうにならないと思うのですが、どうしてですか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

真野行政サービスセンターでは、今空調とガス湯沸かし器、1階と2階の3カ所に軟水器がついております。水のほうにつきましては、何もついている状態ではございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何で軟水器つけるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） 以前からずっとついているものでございまして、これは以前の議会のときにもたしかこういう問題があったかと思うのですが、わざわざ取るということはしないということで、今まだついているという状態でございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料②にあるように、佐渡市の給水人口の35%が硬度100以上なのです。硬度100でもこうなるのです。それでは、厚生労働省のおいしい水研究会では硬度は幾つがいいと言っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

おいしい水ということで、厚生労働省のほうでは20から100という数字を出しております。私どものほうでもそれを目標にして努力をしたいというふうに考えておるところです。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私の今持っているのと違うのでしょうかけれども、100以下なのです。あなたも知っているとおおり、沖縄も硬度高いものだから、100以下目指すと沖縄はやっていますよね。何で佐渡市は目指さないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

私どものほうでも千葉とか、そういうところへ硬度を下げる技術、施設、こういうものを視察をしに行ったり、いろんなことを考えて、今真野に導入する、また佐渡市のほうに導入するのはどうなのがいいかということで大体目星もつけてきているところではございますが、財源が必要になります。これで今のところはちょっとできないという状況であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 真野行政サービスセンターにつけているのに、何で公共施設の学校にはつけないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

上下水道課のほうで軟水器をつけるとか、そういうことを施設につけるといふうなことはやっておりませんので、それはちょっとお答えはしかねます。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

先ほど上下水道課長申しましたとおおり、基準値以下ということでもありますので、以上であれば当然そのような施策をしておったと考えますが、よろしいでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 水道水の問題はもうやるの嫌なのです。過去にもう乾いている問題なのですから、

これ。前の市長も頑張つてやると言つてやつてきているのです。真野では、年間約11万1,500円の軟水器の補助を出してやつているのです。市長知らないだろうから教えてあげるけれども、真野ではこういうチラシが配られるのです。知つているでしょう、あなた。真野にいるから。真野だけではないのだけれども、ほかのここに書いてある地区もあるでしょうけれども、これ健康被害というものはありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

健康被害というものはないというふうに考えております。あれば、厚生労働省のほうでは黙っていないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 赤ちゃんの粉ミルクは、硬度は幾つぐらいと言われてますか。

○議長（根岸勇雄君） 野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

赤ちゃんの推奨ということでは、500ミリグラムというふうに捉えております。

○8番（中川直美君） 硬度が。

○上下水道課長（野尻純一君） 硬度です。それで、いろんな説とかがインターネットとかでも出ております。粉ミルクを溶かすときといいますか、東日本大震災のときに大手メーカーのほうからミネラルウォーターを使うときには硬度の高いものはだめだということで、そういう硬度のわからないミネラルウォーターを使う場合には水道水を使いなさいというようなものが出ているかと思つます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もう過去にやつたので、いいや。M社のホームページ見てください。70から60以上でやらないでくださいとなっているのです。赤ちゃんの粉ミルクというのはミネラル分がちゃんと調整をされているから、それ以上高いのでやらないでくださいということになっているのです。過去の水道課長と延々やつて、あなた方は忙しくて過去の議論は聞いていないのだろうけれども。健康被害の問題でいうと、腎臓に負担がかかるのです、ミネラルというのは。そんなもの百も承知ではないですか。ただ、どつちでもいいのだけれども、市長選挙に真野から出る人がいればぜひこういった問題も取り上げてもらいたいなんて私は思つているのだけれども、市長こういった状況を見て、せめてでは公共施設、子供たちがいるところぐらいは設置すべきなのではないですか。この水飲んでいるのですよ。健康に悪いとは100%、子供だから言いませんが、こういった状況を放置をして、知らない地区の父兄が来て、何だこの学校、ちゃんと掃除していないのだなと言いましたよ。公共施設ぐらいやる必要があるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私の考えは、とにかく報告を受けているのは、その国が示した基準値以下なのです。したがつて、これは真野だけではなくてほかのところも表を見ればおわかりのとおりでありますけれども、いわゆる基準値の中にあるものに対して、それが基準値以上だったらこれは考えていかなければならぬけれども、ではその基準値以内であつて、赤ちゃんのものところまで落としていくのかという、そこもまた出てくるわけでございますので、私が判断するときはまず基準値がどうであるのかということ判断材料にしてまいるということになります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） こればかりやっているとしようがないのですが、資料を示しておきました。参考の地区、両津吉井、多分市長のところです。市長のところは57なのです。だから、こんなにはならない。一応示しておきました。わかりました。あなた方がそういう姿勢だというのはよくわかったのです。非常にこの問題、健康の問題、ボイラーが傷む問題、自分のところについてはやっているが、行政はやっているけれども、市民は知らない。それと、もう一つ言っておくけれども、あなた方、今回不祥事でも言いますけれども、法令の範疇なら何でもやっていいみたいな、財務規則にこう書いてあるから何でもやっていいみたいに、基準値だから何でもやっていい、こういう姿勢が私はまず問題だということを指摘をして次に行きます。

温泉施設の割引券です。現在何枚余っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

冊数で言いますと、配布から引いた額ということでよろしいでしょうか。

○8番（中川直美君） いやいや、予算の残り幾つ、何枚残っておるかという。100円だから、計算すればわかるでしょう。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 済みません、ちょっと計算して……

○8番（中川直美君） 予算が1,947万でしょう。その100円で使った枚数引けば残り出るではないか。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

23万3,000枚ほど余っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全体の予算が1,947万円で、きのうの答弁で152万円しか使っていないと。そんなに余っていて、この後消化できているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今10月末現在で数字を捉えておりますけれども、この後11月分、それから12月分、そしてその後の分も含めてこの後促進するような形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑩に示しておきましたが、これが社会福祉課の資料です。現在配ったのが3万7,510冊、使ったのが1万7,000。配った枚数で15.2%。全体でいうとこれ8%にしかならない、さっき言った数は。8%にしかならないのですよ。あなた方健康寿命を延ばすと言っているのだ。こういったとき

には早いうちに手を打って、予算の組み替えもあっていいのだろうと。そうしなければいけないのではないのですか。このままいったら大きな不用額になるではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

この後また関係課と話をしまして、事業の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 真野温泉の利用者が真野温泉なくなるときの送迎バスをやるというのが大前提だったと。暗黙の了解だと。今回民間譲渡にあったのだけれども、全く利用券もらっても使えないというのです。高い山に住んでいますから。1回温泉に行ったら、下から歩いて上がったら体がすっかり冷えてしまったというのです。それは当たり前なのですが、先ほどの話だと、結果的に貸与をした温泉施設、結局⑩に示しておきましたが、各施設の状況です。こういった状況ですから、経営厳しいのです。先ほどの答弁だと、送迎バスのようなことも含めて業者にやらせると言ったけれども、業者やれるわけではないではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

基本的にこの事業につきましては、議員おっしゃいましたように健康増進という部分でございまして、温泉自体の事業経営につきましては事業者自身がやるべきものというふうに考えておりますので、事業者を引き続き利用しやすいような形での働きかけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今声もあるけれども、例えば利用券の問題であったらもっと知恵の使いようがある。交通施策のときは、何かデマンドタクシーみたいなのもあったではないですか。もっと総合的に、複眼的に対策練る必要あるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

温泉の事業者については、送迎のほうをやっているところとやっていないところあるわけですが、やっていないところにつきましてもこの後送迎できるような形で、こういった形でできるのかということも相談しながら事業者のほうに働きかけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 署名を持って副市長に会いに行った高齢者の方もさぞがっかりをしていることだろうというふうに思います。選挙も近いので、こういった問題もぜひ市長選挙や議員選挙で取り上げていただけるといいなということを一言言っておきます。

そこで私聞きたいのよ。これ見ていると、例えば⑩の民間に貸与した施設、伸びているところもあるけれども、とても採算ペイする伸び率ではないです。この後ここに書いておきましたが、城が浜、ビューさわたも1年後に指定管理から還ってくる。結局あなた方は首を絞めてこの施設を潰そうという作戦なのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 潰そうなんていう意図は全く、こんなことありませんが、ただ私どもの基本的なスタンスは、佐渡市が温泉を経営するという事は、これはやりませんということを議会でも皆さん認めてくれたのではないですか。そういう中で、それは全員は認めてくれぬかもわからぬけれども、そういう方向になったわけです。その中で、立派にそれを引き受けてくれる業者あるいは地元の人たちが協力してやってくれるところは、それはやってくださいというスタンスですので、潰すために何か出しているというようなこと、そういうことは決してございません。皆さんが立派に運営をしてくださるところがあれば、それはやっていただくということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だって、これ見ればそうではないですか。市として一生懸命利用券出したけれども、ほとんど使われません。業者に渡しましたけれども、経営状況はよくありません。潰す方向でしかないではないですか。

では、そこで1つ聞きます。明確になっているようで明確になっていないのですが、市長は市としては温泉やらないと言っている。相川温泉は来年潰すということでもいいですね。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これもずっと温泉を議論する中で申し上げてきたことでありまして、相川の温泉については黙ってきたわけではないのです。つまり世界遺産というものがあって、何度も申し上げますが、副知事を筆頭として施設整備というものがこれから、協議会ができた、そういう中であれをどう活用するかということで今進めているわけでありまして、そういう中にご理解をいただきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） つまり相川はガイドンス施設の中で温泉経営をしていくということですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まだガイドンス施設がどういうものにするかというのは、今やっとその協議会が立ち上がってこれからやるわけでありまして、その中でどういうガイドンス施設をつくるかというのはその協議会の中で検討をするわけで、温泉をやるとかやらないとかと、あるいはガイドンス施設の中に本当に温泉があったほうが良いということになればまた別な話ですけども、そのことはまだ何も決まっていないわけです。ただ、あの温泉施設をどう活用するのかということは、世界遺産のために活用をしている、したがってそれまでの間はということで今やっているわけでありまして。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、ガイドンス施設の方が決まるまでの間ということなのだけれども、では世界遺産推進課長、プロポーザルでガイドンス施設の設計をやっているでしょう。大分いいところまでもうできてきているのだと思うのですが、あなた方の日程だと平成27年度に基本計画、基本設計、平成28年度に施設、展示場の実施設計、平成29年に竣工、一部オープンということになっています。中身は大分煮詰まってきたのではないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

平成26年度中に基本構想を策定して、現在平成27年度に基本計画を今一生懸命作成しているところです。

今市長が申し上げたとおり、ガイダンス施設でどういう展示をするかあるいはほかに相川には関連施設がたくさんありますので、それとどう連携とっていくかというような基本的なものを今作成しているところです。現在議員が示したのは、現在の計画ではそうなっております。具体的なものとしてはこれから煮詰めていく部分はかなりありますけれども、骨格は結構固まっています。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ですから、結構固まっている中に温泉につかりながら金銀山を見ようというふうになっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明します。

私ども当課としましては、温泉を使って金銀山というスタンスではございません。ガイダンス施設はガイダンス施設としてのみ考えているところでございます。そこに佐渡市として温泉という部分が残っているのであれば、それも一緒に考えていく芽はあるだろうということではありますが、私どものところで温泉と併用してということ積極的に考えているわけではございません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長の言っていることと課長の言っていること違うではないですか。市長は使う場合もあると言うし、向こうは考えていないと言う。どっちなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まだ決まっております。ガイダンス施設として計画にのっかっておりますということであって、温泉施設を使いますなんて、そんなこと言っていません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、世界遺産推進課長は、世界遺産のガイダンス施設については温泉を活用したとは考えていません、ただし佐渡市がやるというのは別です、だけれども市長は佐渡市は温泉はやりませんと、こう言っているのだから、つじつま合わないではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

説明不足でした。私どものほうでは、ガイダンス施設を中心に考えております。その中で、社会福祉課のほうで例えば温泉施設も一緒にやりたいというような意向があれば、それは市の方針としてやるということで、私どもの課としての検討は温泉を含めて考えているというわけではないということです。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の話だと、市長は佐渡市としては温泉やらないというのだけれども、社会福祉課としてはやる気持ちがあるかもしれないという話だが、あるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

当課といたしましては、世界遺産の関連施設ということで今進めてきておりますので、それがどのようになってしまうのかという部分をまた世界遺産の担当のほうと話を進めていきたいというふうに思っており

ます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 市長、もう一回はっきり答弁してください。
- 市長（甲斐元也君） 多分ここは温泉施設としてやりませんということを私から言えばいいのだろうけれども、そうでしょう。だけれども、私はそう言っているのではないのです。今その検討協議会が立ち上がったわけだから、そこの中で検討しているわけですので、それを見た上で私は判断をするということになります。
- 議長（根岸勇雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） いろいろ各施設の世界遺産のガイダンス施設の面積調べてみました。相川温泉の面積は2,800でしょう。他のいろんなところを調べてみると、似たような面積もあるのだけれども、2,800だというと佐渡の規模だと温泉も取り払わないと私はだめだというふうに見るのですが、どうですか、その辺は。
- 議長（根岸勇雄君） 安藤世界遺産推進課長。
- 世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。  
施設規模は2,830平方メートルです。敷地面積は6,000ほどあります。それで、私ども今考えている中では、そのうちプールの部分という部分で約900平方メートルほどあると思います。これほかの地区の世界遺産のガイダンス施設と比べたときに決して多いほうでもないし、あるいは少ないほうでもない。それは、その地域の価値を展示する内容によって、規模によって決めているのだと思います。ですので、私どももしワイドブルーあいかわというものが使えるのであれば、その与えられる条件下の中で展示をしていくという方向です。
- 議長（根岸勇雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） これからやりますが、両津の文化会館でも金井の温泉でもそうだけれども、何でも世界遺産にくっつけばいい、以前は特にくっつけば何でもよかった。そうではなくて、佐渡全体のあり方、両津どうするのだという話もあるけれども、本当そうですよ、佐渡全体のあり方を見て施設全体のあり方を考えてやってほしいと。無駄なところに予算使うぐらいなら、こういった市民の喜ぶところに金使ってくれというのが今の市民の声だと私思うのです。ちょっと話が違いますが、それが市民の声だと思いませんか。
- 議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。
- 市長（甲斐元也君） 市民の声の前に、私の声であります。
- 議長（根岸勇雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） やりとりを……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 8番（中川直美君） 聞いていただきますから、また私の声についてはこの後やりますが、次に行きます。  
資料にも示しておきました。先ほどの地方創生という中から、まず佐渡市から雇用のあり方も考えていく、⑦に示しておきましたが、これがハローワークの求人募集です。例えば佐渡市の保育士は13万6,000円、6カ月雇用。いわゆる非正規です。ところが、民間のやつは、16万2,500円から20万300円。正規と非正規

両方ありますが。保育士や介護士考えていると言っただけけれども、せめてこのぐらい肩並べる必要あるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今その基準というものを考えながら、それに近づけるべく今検討をさせているところであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ぜひ検討してください。下に書いてありますが、佐渡市の臨時職員の中で賃金が高いほうというのは、ここに書いてある地域おこし協力隊員、1日8,300円。臨時職員の賃金の基準をこれにやっぱり合わせていく必要があるのだと思うのですが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 現在先ほど議員からもご質問あった資格関係について、その人員確保についてまず今考えておるところでございます。全体の臨時賃金につきましては、いずれにいたしましても地域の状況、県内市町村の状況を踏まえて今調査をしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ことし臨時職員が全体で515人いるわけでしょう。50人規模だったら10の会社が賃上げたということになるのです。20人の会社ならもっと多くなる。せめて地域おこし協力隊並みの非正規の、私正職を上げろ言っているのではないですよ、上げるべきなのではないですか。課長待っているようなので聞きますが、前回地域おこし協力隊についてはこれ特別な資格があるのでこういう賃金になっているというふうに言っただけけれども、それでいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） 地域おこし協力隊の単価についてご説明いたします。

前回の答弁は、私の誤りでございました。訂正させていただきます。地域おこし協力隊につきましては、特別資格を有した者を要件として募集しているものではございません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これ過去にも乾いているのだけれども、総務課長どうですか。だから、国家資格を持っている保育士だとか介護士については、せめてこの8,300円に上げる必要あるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 資格につきましては、今議員おっしゃられたようにその資格のものと、先ほど申し上げましたが、民間の状況を踏まえて調査させていただきたいと思っていますので、今それを情報収集のほうを始めておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 後でこっそり言うのだから、今私言っておきますけれども、これは地方交付税の特別交付税で来るからだと言いたいのでしょうか。元総務省の地域力創造審議官だった椎川忍さんがちゃんと書いています。これは本来各市町村でやるべきものだ。特別交付税の財源使うどうのこうのという問題があるけれども。本来そう言っている。特別交付税、特別交付税たって、色もついていないから実はわからないのだけれども。だから、まず不祥事の関連もこれあるのです。ワーキングプア、官製ワー

キングプアというのも前も言いましたが、市の職員のモチベーションを上げるためにもやっぱり私やる、ぜひ検討すべきだということ強く指摘をして次に行きます。

次、佐渡汽船問題です。この議会でもずっともめているし、この間新聞紙上でももめてきました。市長は、特に佐渡汽船問題では県のあり方が一番の問題と思うのです。市長もそのように言っているのですが、それは本気でそう言っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は佐渡汽船の社員でも何でもないで、佐渡市の代表の市長でありますから、そんなうそを言うわけは全くないし、そういう行動もちゃんといたしているわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 佐渡汽船の問題で、県の問題はこれ単なる商法とか、そういった問題で株式ふえてあるだけの問題で、これは民民でやっぱりやるべきだと、民民の話だというのが県のスタンスなのだけでも、大株主であるということはやっぱり責任重いと思うのですが、市長本当にそう思っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、今民民という話がありましたけれども、これは荷物の問題のときの民民という話でありました。そうではなくて、我々の運賃、島民が向こうへ渡ったり、こっちへ帰ってくるというのは、こんなのは民民の話ではなくて、当然我々の市民権、つまり我々の生活上の問題でありますから、佐渡汽船ができたといういきさつから考えてみてもそれをちゃんと守るのが基本であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、運賃についてはあれだが、貨物については民民でやればいいという理解ですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 揚げ足とるのではなくて、私は佐渡汽船がそう言ったというので、全てが民民ではないのですよ。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） では、聞きますが、10月6日の定例記者会見のときの記者質問で、新潟日報が今回の経済団体、議会、執行部と力を合わせてやったことは意義あるというふうに新聞にも出た。記者はこう聞いているのです。佐渡汽船問題ですけども、今回かなり市議会も市も業界団体も一緒になってやったことが今回の撤回につながった、その辺についてどうだと、こう市長に聞いて、記者はこう言っているのです。向こうは民民だと言っているのだけれども、佐渡汽船は県が株主として4割ぐらい持っているわけですよ、つまりそれは県民の税金でもあるわけですから、それに対して民民だというのはおかしくないですかと聞いたら、市長は何と答えていますか。市長、これは商法上の問題だ、私が言うのは商法上の問題であります。そういうことで、前段には何言っているかということ、基本的に値上げをするかしないかということは佐渡汽船と荷主さんとの間の民間の関係であります、したがってその民間のところに行政が口を出すということはやはりこれは好ましいものではないと思いますと、こう言っているのではないですか。つまりこれは民民でそっちでやれという話を言っているのではないですか。だから、本気なのかと聞いているのです。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡汽船の今の全体の体質というものと今回のその荷物の値上げというものについては、分けてやっぱり考えなければだめなのです。私は、その荷物の問題については、船主、荷主との間で、まずそこでやってくださいと、我々は70%の影響を佐渡市に及ぼすのだから、それについて一緒になってやりましょうということを行っているわけでありまして、全て我々が、島民が佐渡から新潟へ行く、新潟から佐渡へ帰ってくる等々のものについて、これについては何も民民でも何でもなし、私自身が一生懸命やらなければならないことであるということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 読み方によればそう読めるのだろうかかもしれませんが、あのときの関係でいうと記者がそう聞いたけれども、なおかつ記者は食い下がって言ったと。ここは貨物の問題もちろん佐渡の経済に影響を及ぼします。貨物の問題も運賃の問題も、運航の問題も含めて離島というハンディを持っています。ここはオール佐渡で、県に株主としての責任を果たせということをやっぴり大きく訴えていく必要があると思うのです。性格は違いますが、沖縄の翁長知事が新基地建設問題でオール沖縄で頑張っていますけれども、今そのアクションを起こさないとだめなのです、ぐちゃぐちゃになって。この後の方向でどういった方策出てくるかもわからぬが、今公共交通機関として大株主の県が民民の問題ではなくてきっちり責任を果たすべきだと、県議会議員はついてくるかどうかわからぬけれども、佐渡市長先頭になって、場合によったら全島署名もらってやったらいいですよ。そのくらいの覚悟が私は今要るときだと思うのですが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりでありまして、先ほどの答弁の中でもこのためには議会を始め、市民の一体的な行動が必要でありますので、今後ともご協力をいただきたいということを申し上げたわけがあります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 次に行きます。

国民健康保険税。資料に示しておきました。資料⑧、甲斐市政になってから国民健康保険税が所得30万円夫婦と子供2人、17万3,466円も上がっているのです。そこで聞くのだが、あなた方は総合戦略の中で起業ということを言っていますね。島外から来て起業してもらおう。そうすると、あなた方はどの程度所得がある方を考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

そこまで今ちょっと検討されておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） できれば島外から若い夫婦が来ていただいて、子供もたくさんつくっていただいて、起業ということになれば大概自営業なのです。私は、今回、この間もずっと国民健康保険の問題やっぴりしているけれども、あなた方の総合戦略、佐渡で子供もふやす、起業もしていただくということでしたら、こういったところにやっぱりメス入れていく。全国商工団体連合会の調査でも、自営業が一番困る負担

は国民健康保険税が困ると言っているのです。ここに書いてありますが、下のほう見てみればわかる、均等割1万9,800円。子供1人ふえると1万9,800円負担がふえるのです。これはやっぱり検討する必要があるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

資料によりますと、確かに平成24年度から平成27年度までは上がっております。ただし、これは所得階層に固定したものでございます。佐渡市の場合は、この所得階層に占める割合は35.1%。残り65%の人は逆に軽減されております。ここには出ておりませんが、そのような状況になっております。また、平成26年度から平成27年度につきましても、国民健康保険税は1人当たり3,350円の引き下げをしたところでございます。また、均等割につきましても、議員おっしゃるとおり、確かに1人生まれた場合幾らというふうに課せられておりますが、それも先ほど冒頭の説明で申し上げましたが、佐渡市の場合は所得割に重点を置いて、均等割のほうにつきましても軽減をしているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ことしのことを言っていたけれども、平均では下がっているのです。国からお金がどおんと来たから。それで、低いほうは下がったのです。だから、例えばこれ所得階層200万円とやればもっと下がるのです。だけれども、子供2人育てて、夫婦2人で働いていて150万円、160万円、300万円ぐらいなかったら子供を育てられないし、起業もできないではないですか。ふうんと言っているのですが、産業振興課長どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

ただいま我々今産業振興条例等検討しておりますが、そういった中で今後目標値等を考えたいと思っておりますので、そこで検討していきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長に聞いてもいい答えが出ないと思うので聞きませんが、ぜひあなた方起業、起業と言うのだったら本当に生の声、生の生活実態に焦点当てていただきたい。これは紛れもない事実なのです。

次に行きます。次に、不祥事問題、やっとたどり着きました。佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議では、一体何が大事だと言っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

まず、大事な点、背景として3つ大きく挙げられておまして、長期の担当事務、指揮監督権、事務量、また職務の偏り、こういうものを平準化していないところが指摘されております。そういう中で、数々の対策出ておりますが、しっかりと管理職員による管理をしっかりしていくということが重要な点かというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） どんな問題見ても、その事件の起きた背景というのが重要なのです。再発防止の検

証会議で言っているのは、まずこう言っているのです。一連の不祥事再発防止のために、まず発生した市の労務環境や実務の実態を把握すること、そして市の職員が有する能力を最大限発揮できるようにしなさいよということなわけだな。そういうやり方はされていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

その中で佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議から指摘があった対策について各課と一緒に話をしながら、再発防止、勤務の管理、休みの管理、報告、連絡、相談、10分間ミーティング、挨拶等を含めて今1つずつ対応しておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） こうも言っているでしょう。こういった不祥事が起きる職場環境がなぜできたかという、市町村合併の10年以上が経過したにもかかわらず、合併当初の混乱が整理されないまま、抜本的な見直しや整理が行われなまま推移してきた、このことが大問題だと。これをもっとわかりやすく言うと、合併して何でも削減だ、行政改革だ、人減らしだといったことがこういった事件を起こしたと。例えば入館料の問題でいえば、平成21年より3施設を1人で管理することによって業務量が多くなったことになってと、こう言っているわけだ。そういった部分の職場の人員体制の問題とか十分検討しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それにつきましては、現在事務マニュアルを含めて、事務の量を含めて現在取り組んでおるところでございます。やはり今議員ご指摘のとおり、職場の中で1人に任せっきりになって仕事が偏っているというところはしっかり直していくように今取り組んでおるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） まず、職場の中で皆さん方がどうやって市民のための仕事をするか、そのことが一番重要なのです。これあなた方が読んでいる「地方自治職員研修」、佐渡市のためのようなタイトルがついた本がこの前出て、もう読んだと思いますが、この中でも出ているけれども、今対市民との関係でいろんなことになって複雑なことがあるから、チームワークとしてお互いに、かばうというのはおかしいけれども、協力し合いながらどうやってこの仕事をやっていくかということが今一番重要だ、そう思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 今回の不祥事対策の中で非常に重要なことだというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料に示しておきましたが、④、これはコンプライアンスハンドブック、誰が見ても正しく納得性のある行動、何事も自分として捉えること、相手の立場に立つことなどという非常にいいこと出ているのですが、例えば行政改革推進委員会の中で行政改革推進委員のほうからこの問題について指摘があったかと思うのですが、そこはどのように対応しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 行政改革推進委員会のほうでは、職員の倫理面というよりも業務の改善という形で来ております。そこで、我々行政改革課としましては、先日全庁にマニュアルづくり、いわゆる

業務改善運動の一環としてマニュアルづくりを指示したところです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この前の会議では、ああ、なるほどなと私思ったの。総務課長もいたではないですか。職員であると同時に市民であるという立場もしっかり踏まえてほしいという指摘があったではないですか。それは、どんなふうにあなた方は考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 職員である前に市民である、その市民の目線でまた職員を見るということは非常に重要だということは考えております。そういう部分も含めまして、市民の対応ということでこのコンプライアンスハンドブックをつくっておりますので、そういうご指摘にあわせながらこれを使って職員とお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議は何が一番問題かという、不祥事については管理職が問題だと言っているのです、基本的には。不祥事を起こした職員ではなくて、管理職がちゃんと財務規則や法律、ここに書いてある誰が見てもそうだと思うことをやれ、そういったことを管理職がやってこなかったことが問題だと実は言っているのです。だから、そこはやっぱりあなた方しっかり押さえる必要がある。

では、次に行きます。ということは、あなた方は公務員、つまり公務だから、介護保険のことであり、水道のことであり、プロなのだ。それが1つ。だけれども、市民なのです。では、総務課長に聞きます。今の制度はどんどん、どんどん悪いほうに行く傾向があります。高齢福祉課長のほうがいいのかもしいけれど、行きます。そうすると。一市民だから、こんなこと、国民健康保険の税金でもいいや、上げたら、私の知っている子育ての人は本当大変だよな、これが市民の感覚ですよ。そのときはあなた方どっちを向きますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

そこにつきましては、やはり市長のほうから現場主義ということ、市民のことをよく知って、それを施策に生かしていくということを指示受けておりますので、それについてはずっと言っておりますが、このコンプライアンス含めて実際に行動できるようにいろいろ研修しながらやっていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最初に取り上げた水道水の問題でも、国民健康保険税の問題でも、何のことはない。市長の3K、現場、市民の気持ちや立場に立てば、何とかしなければならぬというふうになるのです。そこで幾つかの不祥事の問題ではこの4年間私しっかり総括しなければならないと思っているのです。市長は、ここに掲げておいたように日本一お客様に愛される、選んでもらえる島、過去にもやりましたけれども、やっぱりこうではなくて日本一市民に愛される島をつくっていかないとこういったことにならないと思うのです。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 日本一お客様に愛される島というのは、それは決して間違いではない。まず、その前に当然市民が一丸となってウエルカムの気持ちとか、あるいはそういう体制を整えていくということが大事であって、私はそういうものを対外的にそれを打ち出したということでありませう。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 消防長わざわざ来てもらったので、それでは消防長に聞く。この前11月の初めに、今各家庭に配っている緊急情報伝達システムで外海府地区のひとり暮らしの高齢者を消防が回りますよと言ったそうです。そうしたら、ひとり暮らしの方々は、もう来ると思うのだが、一生懸命待っていたけれども、いつまでたっても来なかった。お客様だったらあなた方もっと丁寧にやれと言うのだけれども、市民だからそんないいかげんなアナウンスして、これ細かいと思うけれども、私重要な問題だと思っているのです。消防長来なければ来なくてもいいと言ったのだけれども、わざわざ来てくれたのだから。こういった対応そのものが私問題だと思うのです。外海府で、外海府が悪いというわけではないけれども、ひとり暮らしでいる高齢者が何月何日消防団員と一緒に、何の訪問だったかようわからぬけれども、行きますというアナウンス来れば待っていますよ。行かなかったら行かないで知らん顔。後で私電話入れたら訂正したそうですけれども、こういったのは外に顔向けているからですよ、細かいことのようにだけれども。消防長には悪いけれども。こういったもっと市民を大切にするというスタンスがやっぱり要ると思うのですが、このてんまつはどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 中川消防長。

○消防長（中川義弘君） ご説明いたします。

確かに火災予防期間中に高齢者の世帯の防火訪問というのを行いました。それについて確かに配慮が足りなかった部分があるかと思えます。これについては、全署員にもう一度そのところを確認させ、訂正させていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、例えばこの日本一お客様に愛されるという精神は、ひっくり返せば日本一市民に愛される島、高齢者の多い島だから、高齢者の気持ちになって行政やっていくということだと私は思うのだけれども、本当ささいな事例で消防長には悪いのだけれども、こういったことが今不祥事にもつながっているし、いろんなことにつながっていると思う。市長はどう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりでありまして、その私が書いたのは例えば観光交流とかいろんなことで外に打って出なければならない、そのときにやっぱりお客さんから喜んでいただける、そういうもてなしもみんなで行きましょうよということをやったわけではありますが、そのことは私は間違っていないと思っています。ただ、その根底にあるものは、それはやはり議員がおっしゃるとおりであります。先ほどもいろんな職員の不祥事という形で、今こういう対策をとってこれから頑張っていくということでありませうけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、基本はやっぱり一市民、人間としてやってはならない、あるべきということが必要なのです。これが倫理なのです。あと、もう一つ、いろんなマニュアルをつくってやっていますが、これは仕事を早くやるかとか遅くやるかという、あるいは効率的にやるかとい

うことなの。このところで前段の部分をやっぱりこれから徹底をしていかなければならないと、こう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長が言う3K、現場の気持ち、検証、私これが徹底していれば何も問題は起きない。この後やりますけれども、あなた方市の職員というのは市民の嫌がることをやるわけではないでしょう。行政として市民に喜ばれる仕事を私はやっていると思っているのです。やらねばならぬと思うのです。そこで聞くのだけれども、では冒頭に言いましたが、この間甲斐市政になってから、前もあつただのだけれども、甲斐市政を悪くばかり描いているのだけれども、例えば平成25年には地域の図書館の存続の署名、5,762名、人口比でいうと9.8%。平成27年には、ことしですね、金井温泉の継続の署名、これ即決市民厚生常任委員会で不採択しましたが、3,780、人口比では6.43%。金井の人ばかりではないけれども、金井の人口比でいえば57.3%。原発再稼働反対の陳情でいえば、これは5,274、これは8.97%。例えば今総務文教常任委員会で継続審査になっている陳情の両津文化会館の存続の署名は5,024名、8.54%になって、両津の人口は約1万3,500ですから、37%もの署名集まっている。つまりこれは一体どういうことかという、あなた方がやろうとしていることが多くの市民から見たらおかしいということになっているのではないですか。やっぱりここをまずねじれを変える必要が私あると思うのですが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） いろんなご意見があつて、そういう署名をとすることは、これは当然あるわけであり。ただ、私はその背景というものを考えていかなければならないと思っています。つまり平成16年に合併をして、そして予算の規模もだんだん、だんだん少なくなっていく中において、これは予算がいっぱいあれば何でもかんでも残せるのです、はっきり言って。ところが、予算がだんだん、だんだん少なくなっているところに、誰かが我慢してもらわなければならないということ。その我慢をする人からの要望があるのです。だから、これは一概に私が市長になったから、無謀なことをやっているから要望があるというのでは、そうではなくて、そういう時代背景になってきたわけであり。これ佐渡の場合、何か今パーセントで分析されているようでありましてけれども、では新潟県の全体の場合どうか。同じ傾向になっているということ、これ事実なのです。ですので、だからっていいというわけではないけれども、そのことは心してやっていかなければならないけれども、一概にそれだけが問題ではなくて、そこは反省はしていかなければならぬと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料に示しておきましたが、きのうもいろいろ財政問題があつたので、資料⑥、県内20市の財政調整基金の状況、つまりこれ財政調整基金というのは自由に使えるお金です。これが新潟市に次いで第2位。1人当たりについては、何と断トツの15万5,000円あるのです。財務課長、これ結局他の町村と比べるとずば抜けているのです。ご承知のとおり、この前もやったけれども、結局仕事しなかったということではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

この資料にある数値は、平成25年度の決算の数値になります。合併10年たって、平成26年からは合併の

特例期間が終わって激変緩和措置ということで地方交付税が一本算定の額に5年間かけて段階的に縮減していくということになっておりまして、平成25年度までに貯金できるだけしようと、それで平成26年から段階的に縮減していくものに充てようということでためたものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何だ、ようわからぬけれども、ほかの町村だって同じだ。もっと言えば、10年前市町村合併しないと市町村は破綻すると言ったけれども、破綻した市町村どこにもないではないですか。さっき言ったではないですか。何かもともと交付税減らしたと思ったら、今交付税いっぱいふえていると言っているではないですか。将来のことももちろんありますよ。だけれども、こんなにずば抜けて持っているということは、行政的に言えば仕事をしなかったというふうに見えるのです。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

何があるかわからない、経済情勢もどう変わるかわからない、そういう不測のものに対して貯金するというのも一つの財政的なものであるというふうに考えます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何で佐渡市だけこんなにずば抜けているのですか、では。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） それは、いっぱい貯金したからということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） いっぱいためればたまるに決まっているのだ。わけわからぬこと言うのではない。

では、こんなことで時間、一般的に言うと、有名な言葉で名誉の赤字と不名誉の黒字というのが財政問題にはあるのです。赤字になっても市民のために一生懸命やる。加えて言えば、戦後地方自治、市町村ができてから地方財政豊かだったことなんか一度もないですよ。三割自治と言われて。それで、あなたは何だかわけわからぬ、ためたからたまった、将来に備えて。わけわからぬ。まあいいや。

次行きます。そこで聞きたいのだが、両津文化会館のこと。私答弁ではうそをつかないのだろうと思ったのだけれども、うそだらけで、もうしょうがないのだけれども、あなた方は両津文化会館については教育委員会で壊すと決めて、議会に持ってきたら住民に説明して、利用者に説明したのかと聞いたら、していないと言うから、議会がやれと言って説明したら、平成31年だか平成30年にと、こう話した。新聞記事にも載っているけれども、この前聞いたら、いや、あれは執行部とも打ち合わせをしていないので、利用者の意見聞いただけだと言っているのだけれども、一体どっちが本当なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） ご説明をします。

両津文化会館につきましては、耐用年数という問題があります。これをいかにしていくかというところにつきましても、他の文化施設との関係もありますので、教育委員会としての方針、方向性はやっぱりしっかりと固めておく必要があるということで教育委員会に諮ったものであります。その後利用者の方々の

ご意見等もお聞きしてというように推移しています。医療体制のところとも絡んでまいりまして、今のところは両津文化会館についてはそちらとの関連でまだ決定していないという状況であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長部局と調整はしていないとこの前9月のときには言ったのだけれども、市長部局と調整をしてどうなりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） ご説明します。

これから医療体制計画というものが間もなく決定するというのでありますので、そのところの判断を待ってということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育長、佐渡の文化を守って育てて発展させてきた、少なくともアミューズメント佐渡ができる前までは両津市民文化会館といえばそういうシンボリックな存在であった。そして、アミューズメント佐渡ができて、佐渡全体の文化や芸能、そういったものの発信基地になっているのではないですか。私はそう思うのですけれども、あなたはどう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 中村議員のご質問にもありまして、そこでもご説明いたしましたが、そのとおりであります。両津文化会館については、そういった施設であるということで認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が言いたいのは、行政がめちゃくちゃだと思っているの、私実は。あなた方、教育委員会の議事録持ってきています。あいぽーと佐渡についてあなた方はどういう議論しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 両津文化会館の利用がなくなった場合の代替施設というものをいろいろ考えておりまして、佐渡島開発総合センターですとか、そういうところの一つの候補として議論させていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 会議録、仲川委員、あいぽーと佐渡を集客できるような施設にすればよかったのではないのですかと私個人的に思うのです、こう言っているのです。利用者や市民団体も含めて言うのです。さっきの話では、金がない中で17億円ぐらいかけて150人も入るああいう立派なものをつくりましたが、両津文化会館が耐用年数来ているというのだったら、それにかわる施設も含めてそうだなという思案があったり前だということをごこの仲川教育委員は言っていたのだ。そう思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 確かにあいぽーと佐渡につきましてはそういったご意見もあったことは確かですが、両津文化会館この後どうなっていくかというところで、いろんな検討は必要だということで議論させていただいた中の一つであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 児玉教育長はこう言っているではないか、この会議のときに。何て言っているか。

反対は出る、つまり両津文化会館を壊すということを決めたら反対は出ると思いますけれども、ご理解いただいて、説明会も何回も繰り返して進めていくしかないと思っています。そして、最後の締めで、教育委員長は何て言っているか。わかっているね。こういう状況でやむなし、そういう方向でよろしゅうございますかと言っているのではないですか。これが市民に開かれた教育行政と言えますか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 施設の統合等については本当にデリケートな問題であります。ですけれども、この後そのまま存続、維持するということについての課題も多くなるわけであります。一応教育委員会としての方針、結論を出す必要があるということでの会議であります。最後はそういったまとめになったというふうに理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 反対があることはあるけれども、押し切ってしまいたまわさないとみんなわかったね、やむなしでいきましょう、こんなばかな話が一体どこにあるのだと。だから、さっき言ったでしょう。あなた方は市民の嫌がることをやるのではなくて、もちろん施設やいろんな問題でぶつかることあるけれども、そこはやっぱり厳しいけれども話をしていくということが必要なのではないですか。今後は具体的にどういう方向だかちょっと示してください。どういう形になるのか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 両津文化会館につきましては、その医療体制計画、このことの結果待ちということで説明させていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすれば、あそこに両津病院が建ったら両津文化会館なくするということですね。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） そのことについても今私のほうからお答えすることはできません。その医療計画というところの中に入ってくる問題だと思います。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 違うでしょう。医療は医療の計画さ。あなた方こっちの言いなりになるのではなくて、教育委員会として佐渡の文化や伝統芸能をどうするのかという、さっき言ったではないか。先に教育委員会の方針決めると言った。先にあなた方のこういった施設のあり方について方針を決めたらどうですか。決めていないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） そのような文化というのは確かに大事でありますし、それは守っていかなければならない、継承していかなければならないというのがありますけれども、文化施設といいましょうか、実際文化会館というのは佐渡には2つあるわけですよ。そういった問題も含めてやっぱり考えていく必要はあると思います。何でもかんでもそれを維持するということについてはやっぱり考えていかなければならないというのがあります。文化を守るということは大事ですけども、そのある施設の中でどうやってそれを活用していくかという問題だというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番(中川直美君) 教育委員会の姿勢はよくわかりました、テレビを見ている方も含めて。こういった教育委員なのです。

そこで、教育委員会の問題、これどうしても触れなければいけないので。本当はいっぱいやりたかったのだけれども、時間がないもので。総合教育会議で大綱つくったでしょう、佐渡市教育大綱。これは何ですか。

○議長(根岸勇雄君) 吉田学校教育課長。

○学校教育課長(吉田 泉君) 法律の規定に基づきまして今回策定させていただいたものです。

以上です。

○議長(根岸勇雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) ずばり言います。法律改正に当たっても、佐渡市教育大綱については参議院の附帯決議でどう言っているかといったら、ここにあるけれども、教育大綱については地域の実態を反映しろと附帯決議でついている。パブリックコメント、何でやらなかったのですか。市民の意見を反映させなかったのですか。

○議長(根岸勇雄君) 児玉教育長。

○教育長(児玉勝巳君) パブリックコメントにつきましては、佐渡市教育大綱、その大きな理念、方針、そういったものを佐渡の将来ビジョンですとか、それからまち・ひと・しごとの総合戦略会議、そのあたりを踏まえて作成させていただいたものです。ですから、大きな方向性というものを示すものでありますので、パブリックコメントは今回もとらないという判断でありました。

○議長(根岸勇雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) ここにパブリックコメントの要綱があります。そういった大きな計画はパブリックコメントをやるという要綱になっている。佐渡市の法律はなっている。法律違反ではないですか。

○議長(根岸勇雄君) 児玉教育長。

○教育長(児玉勝巳君) 将来ビジョン、それから総合戦略はパブリックコメントを通しております。全部が全部パブリックコメントをとるといようなものではないと解釈しております。

○議長(根岸勇雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) パブリックコメント何と書いてあるかという、一番基本になる計画はやりなさいよと書いてある。ことしのパブリックコメントを見たら、郷土料理集のパブリックコメントがありますが、これは何でやったのですか。

○議長(根岸勇雄君) 市橋産業振興課長。

○産業振興課長(市橋秀紀君) お答えいたします。

我々のほうで今伝統料理集をつくっております。その中で、済みません、小さい例でいきますと煮しめとか、地域にいろんな煮しめがあります。できた後、これがうちのほう、佐渡のではないとかいろいろな問題が以前にもあったものですから、全体から意見を聞きたいと思ひまして今回パブリックコメントをいただきました。

以上です。

○議長(根岸勇雄君) 中川直美君。

○8番（中川直美君） 郷土料理のことでさえ市民の意見を聞くのだが、あなた方は佐渡市教育大綱という最も基本となる計画に市民の声を反映させない。それはそうだな。さきの両津文化会館の考え方見てもわかるように。そういった教育委員会であることが問題だと思います。

次に行きます。時間ありません。地方創生の関連です。佐渡冬紀行やっていますね。11月5日に臨時議会があった。16日に佐渡冬紀行募集始まっています。一体これどこから金持ってきたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

佐渡ふるさと旅行推進事業という事業の中でこの佐渡冬紀行については予算を捻出しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ですから、では一体この8,000万のうち幾ら余ったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

8,201万円の全体の中で今回佐渡冬紀行の部分の3,200万円、これを捻出しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 答えから言いますが、財務規則でいうと款項は議会の議決対象だが、目と節は議会の議決対象ではないから、余っても勝手にやってもいいだろうというのがあなた方の姿勢なのではないですか。石破内閣府特命担当大臣も言っているけれども、こういったものは春やったもの、いわゆる佐渡プレミアム宿泊券が8,000万円のうち3,000万円余った、そしてそれをこの佐渡冬紀行にやったと。ホームページ見ても、春の佐渡プレミアム宿泊券のリンクはもうリンク切れで見れないようにもしてありますよね。何かうさん臭い部分も感じるのだけれども。11月5日には、観光協会関連のホームページを議決前に公募をする。これは余ったのを勝手にやったというふうに議会とするとするし、誰が見てもまともなやり方をしようとさっきの話にあったのです。これは、議会に何で相談かけなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

この佐渡ふるさと旅行推進事業の中で、事業の実施に当たりまして国に計画の変更についての照会をさせていただいております。実施計画の細部の変更なので、変更手続等は不要と、軽微な変更ですよというふうに国のほうからお話がありまして、予算の執行に当たっては議会への説明は不要というふうに考えたところございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 違うでしょう。地方創生というのは、みんなで作って、みんなで作りませんか、11月5日の時点ではもう決まっていたのではないですか。決まっていたにもかかわらず議会には示さなかったというのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

あくまでも軽微ということで、事業の目的自体は全くたがえていないということで判断をさせていただいております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 春は、佐渡プレミアム宿泊券買うといろんな業者が行けたでしょう。今回は5つの業者だけではないですか。いろいろあるのだろうけれども、結局5つの業者、それと今回佐渡汽船観光という名前出していいかな、と大きいところの会社2つではないですか。これはやっぱり整理が私は違うと思うし、ぜひ担当委員会でやっていただきたい。

もう時間なくなりました。私今回言いたかったのは、不祥事の問題は市民のためにどういったいい行政つくっていくかということなのです。市民に隠れてこそこそ、押し切ってしまうというのではなくて。皆さん方がやっているのは地域をよくする。甲斐市長になって消防署の人員は減らさない、行政サービスセンターをつくるということで、例えばあるところへ行ったらこんなありました。おもしろいのです。行政サービスセンターへ行ったら、住民との関係どうつくっていくかということ書いてあって、まさに住民基本条例のようなことを考えている。こういった支所がある。知っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それ10カ所で、いろんな地域の人たちが自分たちの地域をどうしようということで、それだけではありません。それは多分新穂だと思えますけれども、ほかの真野もありますし、いろんなところがあるので。そういうものが今でき上がったということです。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 課長に資料要求したら、こんなものありませんと言われたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 新穂の行政サービスセンター長が私のところへ持ってきて、こういうふうになりましたと、これからこれに基づいて地域の人たちと具体的な内容について進めてまいります、したがって市長、そのときには出てくださいという要請があり、それを持ってきたわけでありますから、私もそれを見ましたから、大変いいことだなと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 課長、どうですか。ないと言ったのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明いたします。

地域づくり計画につきましては、それぞれの支所、行政サービスセンターのほうから次年度予算に合わせて現在提出いただいております。その内容については今内部で調整中でございますので、まだ公表できる段階ではないということで今回お示しいたしませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何かようわかりませんでした。市民の気持ちをしっかり酌んだ市政、そして議会が必要です。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金光英晴君の一般質問を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） 市政会の金光でございます。しばらくの間おつき合いのほどよろしく願いいたします。

甲斐市長並びに私たち議員の任期は、余すところ4カ月強となりました。6月議会において同僚議員が市長に再出馬の意向をただしたところ、甲斐市長は「選挙公約で5項目挙げた。それをもとにして平成31年までのビジョンをつくり上げた。ただ、5項目の職員の体質、体制についてはできなかった。この点を今鋭意努力している。この点で市民の理解が得られれば、最後までと考えている」と発言されております。今議会にいわゆる倫理条例が提案されております。これで一応形としては整ったこととなります。前回の選挙で甲斐市長は、この選挙資料、この中で行政理念として、行政は民間からどんな有意義な意見が出ても前例主義で動かず、前例がどんな時代遅れになっても改革せず、無駄を繰り返してきた。甲斐の視点は、いつも市民のための行政に向いています。現場の声を聞き、前例にとらわれない行動力で施策を実行します。サービス、スピードの業務遂行を基本に職員の意識改革に努めますとの行政理念を掲げ、5つの誓いとして、その1、地域資源を生かした産業の育成、雇用の拡大、その2、市民が一体感を持った観光振興、その3、過疎化、少子高齢化に対応した地域づくり、その4、教育環境の整備、子育て支援、その5、財政規模に見合った健全な行財政運営、以上5項目の施策をうたい、多くの市民がこれに期待し、甲斐市長が誕生いたしました。あれから3年8カ月たちました。多くの市民の期待はどうなったのでしょうか。甲斐市政の諸問題につきましては、この演壇で今までに指摘してきたところではありますが、いまだに解決できていない問題が多くあります。今回はこの席からの指摘は控えますが、そのことも踏まえ、公約の自己評価をお聞かせください。この3年8カ月の甲斐市政を振り返り、公約の成果について議論を深め、佐渡の将来につながるようにしたいと考えております。明快なご答弁をお願いし、本席からの質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 金光議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私の約4年間でございますが、その中においてどういうことをやってきて、どう評価をしているかという総体的なご質問であろうかと思っております。

まず1点目、この前の議会でも申し上げたとおり、市政を運営をするためにはやっぱり職員一体的にこれはやっていかなければならないわけでありまして。私自身もこれはもう初めからそう思って、いわゆるいろんなご議論があったわけでありましてけれども、私自身は2S3Kというものを打ち出しながら、これをぜひ徹底をしていきたいということで進めてきたわけでありまして。全部が全部悪いということではござい

ませんが、そういう方向になりつつあるというふうに私自身思っていたやさきにあの問題が生じたわけ  
あります。したがって、あのかの記者会見でも申し上げましたし、いろんなところでも申し上げま  
したけれども、私自身本当に残念であるという表現を使わせていただいたわけでありまして。ただ、今議員  
がおっしゃったように、倫理条例というものを今回提出をさせていただいております。それが形ができた  
から、それでいいというものではございません。倫理条例なるものは、本来ならばそんなもの私は要らな  
いと思うのです。しかしながら、こういう事態が生じたということで、改めて原点に戻って人間としてあ  
るべき姿、公務員としてあるべき姿、これをもう一回原点から見直そうということで倫理条例というもの  
を今回提案させていただいたわけでありまして。したがって、この倫理条例ができたからいいのではな  
くて、これからが出発点であるというふうに考えておるところであります。

では、具体的に1つ目から申し上げさせていただきたいと思っております。佐渡の場合は、何度もこれ  
は申し上げているわけでありましてけれども、大企業を誘致をして、そこで雇用をふやすというようなこと  
は離島の特性からしてほぼ不可能に近い。私は、そのことに対して努力はしていかなければならない、I  
T企業等の誘致はしてきたつもりであります。しかしながら、それはそれとして、やっぱり佐渡の中にあ  
るすばらしいものがいっぱいあるわけでありまして。それをどう付加価値をつけて外貨を獲得をするのか、  
そのことによって産業の活性化というのを図りながら、その産業の活性化が図られた場合に、当然そこで  
雇用というものが生まれるということを第一の目標に掲げたわけでありまして。特に佐渡の場合1次産業と  
いうものが重要でありますと、このことも常々申し上げているわけでありまして。その中において、何とし  
ても佐渡でとれる、米を例に挙げるならば米が全日本に順調に売れるということが大事なのです。これを  
まず売れないということになればこれは大変なことになるわけでありまして、佐渡で生産者がつくった  
生産物が売れるということ、そのためにはやっぱり消費者が一番好むものは安定した品質なのです。この  
ことを私は原点からやりたいということでやってまいりました。当然生産者の方々からもJAからも協力を  
いただきながら、一体的に品質向上運動ということもやってまいりました。おかげさまで平成26年産、  
平成27年産に至っては、90までは行きませんが、目標が90でありましたけれども、ほぼ90のところまで1  
等米比率が行ったということ、そのことによって世の中の佐渡産米に対する評価が非常に上がってまいり  
ました。これが私はまず原点であるというふうに思っています。もう一つは、佐渡の場合は原料生産とい  
うものが中心でありました。しかしながら、私は、もちろん原料生産というのは必要であるけれども、そ  
れにやっぱり付加価値をつけて一番もうかっている、例えば、いつも私例で申し上げているのですが、  
1,000円で消費者が売れるときに佐渡の生産者の取り分はどのくらいかという、100円か200円しかない。  
では、残りの800円というのは誰が稼いでいる。それは流通業者であり、加工業者であります。そういう  
ものを少しでも佐渡に取り返していきたいということで、6次産業化なりあるいは、なかなか6次産業と  
いうのは難しいわけでありましてけれども、農商工連携、これをやってきたわけでありまして。これも議員の  
皆さん方にもお知らせをしておりますけれども、西三川の農家とのコラボができて、いわゆる6次産  
業化という形で国のほうからも今認めていただいているというようなことで、芽出し、橋渡しというこ  
とを私言葉を使いましたけれども、そういう芽が出てまいりました。しかも、なおかつ地域にある製品につ  
いて、今までは加工ということはなかったわけでありましてけれども、加工品が随分と出てまいりました。  
それを我々は行政としてどう営業をかけていくのかということでございまして、地域資源を活用した産業

の振興という点については土台ができた、そしてそれを、まだ点ではありますが、面にしていかなければならないということでございます。そういう点では、私はそこでは一定の成果があったというふうに捉えているところでございます。

それから、もう一点は、島民が一体感を持った観光振興ということでもあります。実は佐渡は120万観光というものがありました。今はその半分、53万人に落ち込んでおります。その120万観光のときの大きな要因は、団体客がいっぱい来まして、そして離島ブームというものがありました、そのときに一番問題になったのは、そのお客様が佐渡に来たときに観光関連の業者、業種、それ以外の人たちは余り恩恵を受けなかったわけでありまして。したがって、今回はホテル、旅館、そういうところに対して地元産のものを提供をしながらやっていくということによって、観光関連業者以外の方々についてもその実入りが入るようなことをやっていきたいということで、今その地産地消運動の中で進めているわけでございます。まず一点目は、特に近年やったのは、1つは北陸新幹線と上越新幹線、これが走ったわけでございますので、それをうまく活用して、佐渡にお客さんに来てもらおうという、つまり周遊滞在型というものを目指してまいりました。これも先般ご答弁を申し上げたとおりでありますけれども、平成27年にはいわゆる滞在型のパッキングツアーというのが550%、これは平成20年でありますけれども、比較をしてふえているという、これが新しい数字でございます。それから、もう一つは、団体客から個人客に移っているわけでございます。したがって、今マイカーの利用というものがふえております。こういうものもふやしながら、それに対応したおもてなしということをやっていかなければならないというふうに思っています。これからは、インバウンドの観点で受け入れ態勢を整えていかなければなりません。しかしながら、残念ながら佐渡の観光については一つの司令塔といいますか、こういう方向でいくというものがなかなか築かれない。それぞれの自分の立場だけで物を考えるというところがまだまだ抜けておらないというのが私は大きな問題だと思っております。そのために、いろんなところで議論しておりますが、DMOというようなものの必要性というものを訴えているわけでございます。

それから、過疎化の問題であります。私は、これも申し上げておりますけれども、合併の一番のやっぱり弊害というのは、地域間の格差が出てきたと思っております。したがって、地域が元気にならない限りは佐渡が元気にならないというのが私の持論でございます。したがって、それぞれの地域において支所、行政サービスセンターを中心といたしまして、自分たちの住んでいる地域、これをどうしていこうかということを考える、そういう組織をつくり、それがそこから出てきたものを実現をしていかなければならないわけでありまして、その段階での、おかげさまで旧市町村の単位であります、10カ所のところからそれぞれの問題提起があり、まちづくりの方向が出てきたわけでありまして。これをこれからはどう施策に結びつけながら、いわゆるコンテスト事業でありますけれども、これをやりながら特色ある地域づくりをやっていかなければならないわけでありまして、私はその基本が今できつつあるし、できたというふうに感じているところでございます。

少子化の問題につきましては、私はほかの市町村と比較をするということが本当に、子育ての問題で比較するのが正しいかどうかは別としても、私は30の県内の市町村がある中におきまして、決して怠けているということにはなっておらず、県内でも私は上位の施策を実施をしているというふうに実は思っているところであります。特に保育料の低廉化あるいは子育て支援に対するいろんな施策、特定の不妊治療費の

助成とか子ども医療費の問題とか、こういうことに取り組んできたわけでございます。これも一つの全国誌にしかすぎませんけれども、アエラにおいて子育て支援策の充実において、これは佐渡というものが一定の評価も得ておりますし、そのことが直接結びついていないかも知りませんが、移住、定住者の数も若い人を中心にして年々ふえているということも、これも事実でございます。これをさらに地方創生の中で拡大をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

もう一つは、財政規模に見合った健全な行財政運営というものであります。私自身佐渡市の平成31年を目指した将来ビジョンというものをつくらせていただきました。しかし、私ども佐渡市は、自力でこの佐渡の経営というのにはできません。したがって、地方交付税とか、あるいはこれから出る交付金いろんなものがあるわけではあります。これを提案をしながら、少しでも佐渡市独自のお金を出さずともそれを活用してやっていくということが大事なわけでありまして。このことは、私も離島振興協議会の副会長をさせていただいておりますけれども、その際に常に申し上げているのは、本土の市町村と佐渡市が競争させてくださいと。決してわがままを言っているつもりはありません。しかし、土俵が違うのです。土俵の大きさが違うわけですから、同じ土俵にしてくれということをやっているわけでありまして。平成25年におきましては、その将来ビジョンの見直しも図りました。そこで財政計画ということも立てさせていただきました。その結果、現段階におきましては、健全化判断比率等々の結果から、現段階では問題がないというふうに思っています。ただ、それは今の段階でありまして、これからどうなるかということについては実は予測ができませんが、私どもが支所、行政サービスセンターの充実あるいは消防署の充実、こういうものを掲げる中で、国においても地方交付税というものがそれを認めていただいているわけでありまして。そういうものを有効に活用し、適時そういう場合には見直しをしていかなければならないというふうに思っておりますし、何度も繰り返しますけれども、国における交付金、こういうものを大いに活用し、これは我々のほうから提案をしていかなければならぬわけではあります。そういうものを獲得しながら引き続きまして健全財政に努めてまいるということを心がけていかなければならないと、こういうふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） それでは、再質問させていただきます。

本題に入る前に、実はきのうの同僚議員の一般質問を聞いていまして気になった点が1点ございましたので、ここでちょっと確認させていただきたいのですが、機構改革についてのやりとりがあったと思うのですが、そのとき議員がこれはいつやるのだというような質問に対しまして、市長はそれは新しい市長がやればよいということをお答えなされたのですが、ちょっと木で鼻をかんだような言い方だったものですか、おやっと思いました。そしてまた、それに対して議員のほうの反応もちょっと、私は甲斐市長の与党議員の方だと思っていたのですが、ちょっと反応がおかしいなというふうに感じたものですか、私もこの質問は来春の選挙には甲斐市長が出馬なさるという前提で質問を組み立てているものですか、このところを最初に確認させてください。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 記者会見を私いたしましたので。市民がよろしいということになれば立候補させていただきたいということは、これは記者会見でも申し上げました。私は、大幅な機構改革というものは、誰がなるかはわかりませんが、私は立候補させていただきますが、そのときに新しい議会の中で、私の立場で言うなら、今までこういうことをやってまいりました、しかしここに問題があって、こういう機構改革をやったりやっていかないと次につなげることができませんということを議会の承認を得た上で、私は機構改革はやらなければだめだと思っています。ただ、議会にご相談しなくてもできる中の、いじくりという言葉は悪いですが、これは可能なのでありますけれども、やっぱり今回の倫理条例というものをつくり、それからいろんな公園の管理の一元化というようなものがあり、それから公共施設のこれからの見直しということも今着手をいたしているわけでありますので、それはやっぱり大きなことであるものですから、私はそういうふうに申し上げたわけでありまして、何か誤解があったということになれば、これはおわびを申し上げますが、私は立候補ということについては記者会見でも宣言をさせていただきましたので、そういう気持ちでお答えを申し上げたということであります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） ありがとうございます。機構改革につきましては、9月議会に私が去年提案して取り下げているのだけれども、そのときにはことしました1年かけて出すからということをやったと。それで、もうそろそろ時期になったので、どうするのだということでお尋ねしたところ、12月には出しますよという答弁が市長のほうからあったものですから、そしてこの12月になったら出さないで、来年新しい市長になったらやればよいというようなことを言われたので、やっぱり9月議会に言われたことは方便だったのかなと私は感じたのですけれども。その9月議会のときに、実は担当課長のほうから問取りがありまして、そのときにこの時期に機構改革やれるというようなやりとりがあったのです。ああ、担当としてやらないのだなということも思っていたのだけれども、市長は本会議で12月には出しますよというようなことを言われたので、やはりこういうことが続くと幾ら議事録に載る本会議での市長の発言であってもその発言というものは信じられないと、信憑性がないというふうになってしまいますので、気をつけたほうがよろしいですよということをご忠告申し上げて、本題のほうの質問に入ります。

理念に掲げた意識改革ということで、職員の不祥事のことからお尋ねしていきたいのですけれども、この春に起きた不祥事の、損害賠償の件がありましたよね。総務課長にちょっと、地方自治法第243条の2の第1項と第3項、どのようなことが書いてあるかわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

第243条の2につきましては、主に会計を行う職員についての重大な過失及び故意の場合の損害賠償責任を本条で言われております。その中で第3項、その後につきましては、その損害があったと市長が認める場合は監査委員のほうにその損害額の算定等を求めるというふうに書いてあるというふうになっております。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） この案件、今第3項のほうに、監査委員のほうに監査をしてあれするという答弁がありましたけれども、なぜこれ監査委員に監査をお願いしなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

この件につきましては、非常に大きな問題でございましたので、当初から顧問弁護士のほうに相談をかけながらやってきました。その中で、かけなかった理由につきましては、この本条におきましては自分から返すと申し出た場合はそれが否定するものではないという解釈をされておりまして、その話の中で両名とも、2名おりましたが、その調査の中ですぐお返ししたいということのお話がありましたので、まずそのお返しの金額を算定してお返しいただきまして、その上で損害が発生しているかどうかを判断した上で、損害が発生していないということで監査委員のほうには出さなかったというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） そうすると、返したのは損害賠償ではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 本人からの申し出ではございますが、中身的には損害賠償ということになります。ただ、我々としては、請求書という形で本人から納付させていただいてはおります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） そうすると、ちょっと解雇というのは処分が重くありませんか。その後になってくる部分なのですけれども。ちょっと違う答えが返ってきたので、私驚いているのですが。あくまでもこれは大きな故意、過失によって生まれた事故ですから、これは法律によってやっぱり処理したほうがよかったのではないかと私は思うのだけれども、そうすると今法についての論拠はないわけですよね。ただ本人返すと言ったから、返して、損害ないのだというようなおかしい処理の仕方をしたと、私はそういうふうにとったのだけれども、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

これにつきましては、法の解釈の中で定められておりまして、第243条の2の本項、第2項のほうで、最高裁の判例がございまして、その中で損害賠償が起きた時点ですぐその損害賠償が発生するものであって、監査委員に命ずることで発生するものではないという本条の最高裁の考え方がございまして、その中で本人からお返ししていただく、本人が返すという意思表示をして、返せる場合については、その返した後で損害の不足があるかどうかの判断をしまして、その上で損害があるということでまた監査委員のほうに命ずるという流れはございますが、その時点で金額として適正なものを返していただいたというところで判断しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） ちょっとおかしいですよ。全然違う答え返ってきているので、私本当に驚いているのです。第243条の2、要するに今回の職員はこの法律には該当しないのですよ。損害賠償は、国家賠償法か民法第709条で、どちらか一方を使って損害賠償、使わなければならないのに、この答えが返ってくると想定しておったのだけれども、そうではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

ちょっと説明がまずくて申しわけございません。我々がとったのは、民法第709条による非違行為における損害賠償ということでございます。この地方自治法第243条の2につきましては、あくまでも会計を補助する職員等に規定されておるものでございまして、この場合総務課人事係のほうであった案件についてはこの対象にはならないのでございますが、あそこの教育委員会のほうであった案件につきましては、本人のほうで会計の仕事をしておりましたので、この案件になるということもでございます。しかしながら、先ほど申し上げたように、一体として本人が返すということで民法第709条で損害賠償をいただくということで、それ自体が瑕疵があるということではないということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 答弁になっていないと思うのです。民法に基づいてということは、基づいたと言うけれども、その時点でもう損害が発生しているわけです。返したから、それでいいのだという部分にはならないのです。違法行為は、それで法律で解決したという話になっているのに、解決したという今の説明はおかしいです。それでは、処分なんかしなくてもよかったという話になってしまうではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 申しわけないです。損害賠償のお話だけを今申し上げたのであれなのですが、本人の処分につきましては地方公務員法第29条に基づきまして、その処分の内容については条例の懲戒の要綱等で定めているところによって、処分のほうはそういう形でさせていただいたということになります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今回倫理条例が提案されておりますけれども、総務課長が法令関係を所管する課長でしょう。その総務課長が法律に際してこの程度の理解度であるというのが私本当恥ずかしい。それでよくこの倫理条例が出せたなど。当然この倫理条例は中身もないし、規則、規程もついていません。だから出したのだと思うのですけれども、ちょっとおかしいのだよな。まあいいや。

それで、自治月報という総務省から出ている資料があるのですが、これを見ると実は本市と同じような事例があるのです、いっぱいこと。要するにこの第243条の2に該当しないのだけれども、それに準じて監査委員に監査を求めて処理をしたというのがこの附箋ついているところ。1ページに3件、4件載っているところもあります。全国にこれだけの、これ青線引いてあるのわかりますか、それだけあるのです。それで、これ何でかなと。ここの自治体の市長なり町長さんなりがこの法律を理解していなかったのかなという思いでちょっとこれ見ていたのだけれども、それにしてもちょっと余りにも多過ぎるということで、実は同僚に「監査の着眼点」という本を借りまして、このところを私なりに勉強しました。それで、ちょっとまた意地の悪い質問かもしれませんが、長の調査、多分今回不祥事があったときには市長の調査になるわけですね。というのは、部内で委員会等を組織して調査する、これも長の調査ですよ。この調査と監査委員の監査、これの違いがわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

監査委員の監査は、もちろん外部機関でございますので、外から見ているということが一番大きな違いかというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 誰かほかに法務やっけていてわかる人いますか。

○議長（根岸勇雄君） 計良監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（計良隆弘君） 今の質問ちょっと理解ができません。監査の着眼点。

○17番（金光英晴君） この法律で、第243条の2における長の調査と監査委員の監査の違い。要するに長の調査というのは、あらかじめ損害が起きるかどうかを調査して監査委員に監査をお願いするわけですね。その調査の違い。

○監査委員事務局長（計良隆弘君） 法第243条の2、それに基づきまして普通地方公共団体の長が監査委員に監査を求めた場合につきましては、監査委員はその件について監査をするということになっております。

〔「求めなければしないということだ監査委員も」と呼ぶ者あり〕

○監査委員事務局長（計良隆弘君） はい、そういうことです。第243条の2について監査委員が独自に調査をすることはないということになっています。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） でも、できることはできるのですよ。ほかにも事例としてはあるのです。これに基づくか基づかないかは別、基づくことなのだけれども、長の調査では原因が不可抗力だったとかいうことで職員に責任がないのだというふうに、責任がないというより損害が発生していないのだというふうに判断して監査委員にかけなかった、けれども議会では紛糾して、長が改めて監査委員に監査を依頼したということもあるし、監査委員が独自に調査を始めてやったらやっぱりこういうことですよということに長に勧告をしたという事例もあるのです。その長による調査と監査委員による監査、根本的に違うのは何かということを知っているのです。

○議長（根岸勇雄君） 計良監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（計良隆弘君） お答えします。

今ほどの第243条の2、これについては先ほども言いましたように地方公共団体の長から請求があった場合に限り、その賠償責任の有無、それから賠償額の決定を監査委員がすると。この場合、この条におきまして長のほうで監査委員に請求しない場合につきましては、監査委員は独自にこの損害賠償の有無とか賠償額については審査をしない。ただし、第199条のほうに、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務、それから経営に関する事業の管理を監査することができるというようなことで、監査はできます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 議長、聞いている答弁になっていないのだよな。調整してください、休憩とってもいいから。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

計良監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（計良隆弘君） 長のほうは主観的に調査をしますし、監査委員は客観的に調査を行います。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） ちょっと違うけれどもね。監査委員の結果は客観的に調査するのではなくて、その監査の結果は客観的なものとして認められるということなのです。ちゃんと事務局、しっかりしてくださいよ。そんなのできちっとした監査できますか。

〔「しっかりしておく」と呼ぶ者あり〕

○17番（金光英晴君） しっかりしていないだろう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（金光英晴君） いやいや、それは監査委員がいだけであって、このぐらいのこともわからないでどうするのだ。

それで、では長の損害賠償の調査額と監査の認定額が違った場合はどうなりますか。

○議長（根岸勇雄君） 計良監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（計良隆弘君） 先ほど言いましたように、監査は監査結果、客観的に調査を完了したということ、その結果は客観的ということになります。あとは、長のほうでその金額等について相違が出てきた場合には、それは長のほうで判断するという。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） このぐらいさ、ちゃんとしっかりしてよ。監査と長の調査額が違った場合、監査の認定額のほうが優先されるのです。当たり前の話ではないですか、こんなの。これがまたもめて、司法判断が出たときに、この監査委員が認定した額というのは司法判断に左右されないのです。それほど監査というものは大事であり、裁判所の判断より優先するのですからね、信頼性が置かれておるのです。このことをきちっと言ってもらわないと困るのです。次の質問行けないではないですか。

それで、先ほど全国にこの第243条の2に該当しないのだけれどもと、というのは当市みたいに権限のない人が幾らその場所におったから、お金着服したからといって第243条の2では該当しないのです。ましてやこの例の中にあるように、経験2カ月の臨時職員までこの第243条の2を適用して監査を求めている自治体もあるのです。それで、何でなのだと私考えた。それで、先ほど言ったように監査の着眼点ということで、監査というものはどんなものかということで調査したらこういうのがわかった。そうすると、先ほど来から言っているように、該当しない職員の監査を求めたというのは、そこの長は知らないで監査を求めたのではなくて、その法律の意味をわかっていて、やっぱり客観的に損害賠償というものをしてほしくて監査の請求をしたのだというふうに私は初めて理解できた。この私が今言うたことを理解できますか。

それで、次行きます。きょう出がけに元職員から電話がありまして、例の使途不明金の話はどうなったのだというような電話が来たのだけれども、使途不明金って何だと言うてあれしたのですが、ようよう聞いてみたら預け金の話なのです。その預け金のことは内部で調査をして、その結果市に損害がなかったという話になっているわけです。そういう報告を議会にされましたよね。そして、今までに一般質問でもお

かしいのではないかというような話が出た。確かに質問されている方の気持ちもわかります。それから、今市民の方々がやっぱりおかしいのではないかと。身内で調査して損害がなかったのだというのはおかしいと。変な話、泥棒と警察官が共犯で、あるところに泥棒に入ると。見つかったら警察官が泥棒捕まえて、それで警察署へ連れて行って、その警察官が取り調べして、何もなかった、無罪放免というような、これほどひどいとは思いませんけれども、やはり市民の目にはそういうふうに見えているのです、今回のその預け金の問題は。私がなぜさっきから監査の話をしたかという、監査というのは先ほども申し上げましたようにある法律のもとにおいては裁判所の決定よりも優先するのだと、それだけ監査というものは信頼置かれている。であるならば、その預け金の問題は内部調査だけにとどめないで、これは長が監査委員に監査を依頼すれば済む話で、これできないことないのです。そうでしょう、総務課長。第199条第6項、何て書いてありますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 済みません。第199条第6項ちょっと記憶がないのですが、議員おっしゃるとおり市長が命じて監査をさせることはできるというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 違うのです。長が命じるのではなくて、長から監査を求められたことは監査をしなければならぬ、これをその結果については公表しなければならない。その前の第5項は、さっき監査委員事務局長が言いましたようにいつでも監査をすることができます。この違いがあるのです。ですから、市長が監査委員に監査を求めれば、そして監査してもらえば、市民もその結果については納得するし、市長も、それから職員も痛くもない腹探られることないのです、市民から。これをなぜやらないのだ。やりませんか、これ。すぐでも。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このことにつきまして、正直なことを申し上げますと、私自身はこれを知らなかったわけです。知りませんでした、正直。知らないことに関して、こういう問題があるのではないかということをおある人から私のところに来て、その話を聞きました。私も実はそのことは承知していなかったものですから、これは本当に承知していなかったのです。勉強不足といえばそれで終わりなわけですけれども。したがって、そのときにも答えたのは、やっぱり弁護士にとにかく相談をしますということで、弁護士と相談をさせていただきました。それがさっき言った総務課長のところの答えになっていると、こういうことであります。私は、そういうことが問題なのではないかという人が、お二人だったのですが、その人に対してはその旨、私は自分で勉強するってなかなかあれなものですから、弁護士に相談をして、どうしたらいいのかということについて、その答えをお届けします、お届けというのはお伝えをしますということでお伝えをしたわけでありまして、その結果がこれだということでありまして、大変勉強不足だったし、それが正しくて弁護士のほうからそういう指導があれば、その段階でも遅くはないわけであったわけですから、それはやったはずなのです。ただ、そういう助言があったわけなものですから、私としてはそうしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 市長、私は高校しか出ていなくて、法律も勉強していません。この一般質問のため

に本3冊ぐらい読んできただけなのです。でも、これだけ理解できるのです。市長はいい大学出てこれらおる、また総務課長もいい大学出てこれらおる。それで、ちょっと調べよう、人が、私一人で調べてもこれだけのことぐらいはわかる、でも市役所にはエキスパートが何人もいるではないですか。法令やっている方もおられるし。こういうことを真剣になってやればすぐ調べられるはずですよ。私これ1週間もかからなかったですよ。まあいいや。

それで、その預け金の問題については、監査に監査の請求をしていただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

それにつきましては、今内容につきましては我々だけではなくて、ほかの件も含めて全部顧問弁護士のほうと相談をして考え方を整理しておるものでございます。しかしながら、それにおいてまた疑念があるようであれば、今告訴している状況もございますので、そういうものも含めましてちょっと判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） だから、さっき言ったではないですか。市民はもう疑念だらけなのです。もう市役所の言うこと信じられないと言っているのだから。それで、私怒られて、市民からけつたたかれて、本読んで勉強してきたのです。ここでやらないと言っていれば、疑惑はだんだん、だんだん大きくなりますよ。市長、これずるずる先送りすれば選挙にも影響しますよ。すぐやるという返事したらどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私は勉強していなかったという点については本当に申しわけないと思っておりますが、そのことのご指摘、ご質問があったときに顧問弁護士に相談をさせていただいたというのは、それは事実であります。その結果こうなっていったと。その必要はないのだという答えをいただいたわけですので、今はしなかった。今議員のほうからそういうご指摘があるわけでございますので、もう一度私顧問弁護士に電話して、その上で判断をさせていただきますが、とにかく私の今の段階では、やっぱり顧問弁護士というのがあるわけですので、それに相談をしたということでございます。しかも、それがやれるのか、やれないのかという判断も私自身はできていると思っておりますが、それについては早急に、きょうじゅうぐらいに話をして結論を出します。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） これは何も法律に基づいて行うことではないから、なぜ顧問弁護士に相談しなければいけないことなのですか。おかしいではないですか。ただ長の権限で監査委員に監査をお願いすればこれは済む話なのですよ。これを顧問弁護士に相談しないとできないなんていうのは、監査委員を信頼していないか、あるいは監査されるとまずいことが出てきて困るから。これどちらなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、監査委員の人たちを信じないとか、あるいはこれをやることによってまずいことが出てくる、私はまずいことが出てくるかどうかわかりませんが、そのことを全然隠すつもりもさらさらしない。やっぱりそれは公にしていかなければならない。ただ、先ほどから申し上げているように、このことに関して私のところにお二人が来て、これはどういうものかということであったものですか

ら、顧問弁護士に相談をしたということ、その結果なのです。したがって、顧問弁護士がそう言っているのに、では俺は勝手にやるというわけにもいきませんから、前段の議員がおっしゃるように何もかにも信用していないという意味ではなくて、そういう意味で早急に相談をしますと、こういうことをお答えを申し上げたわけです。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） どうもかみ合わない。どうして、これ法律行為ではないではないですか。これ市役所の、佐渡市の信用問題なのです。私も議会の一員ですから、これ仲間なのです。だけれども、お互い権能で監視をして、権限でこれを言っている。でも、大きな目でいけば同じ関係者なのです。そういうことをきちっと正していくのが私たちの仕事。だから言っているのです。顧問弁護士は関係ないではないですか、法律問題ではないのだから。それをなぜ顧問弁護士に相談しなければならないのですか。私はそれが理解できない。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 法律問題とは別であり、私自身もそうだし、うちの職員も全部そうでありますけれども、その信頼を回復するということは、それはよくわかりました。ただ、事前に相談したという立場があるものですから、議会の中でこういうご指摘があり、市民からもこういうご指摘があるので、では監査委員のほうにお願いしますよということはやっぱり私は言うべきだと思ったのです。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 何回も言うようですが、市長、これ弁護士に相談することではないのです。長の決断で済む話なのです。決断をするかしないか、これを聞いているのです。イエスカノーです。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

〔「暫時休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時31分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 言いわけみたいになりますけれども、私逃げるつもりでそれも言ったわけではないのであります。しかし、これは法律問題とは違うわけでありまして、市民の信頼回復、市民が納得する、しないという問題であります。やります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 力強い宣言ありがとうございます。では、いつやられますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今一般質問の最中ですから、これ終わりましたらやります。そういう手続をとります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） そうすると、私の一般質問が終わったらすぐやるということですか、それとも一般質問が終わった14日過ぎてからやるということですか。どちらですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） きょうはまだ金光議員の一般質問の後に重要なものが2つあるわけでございます。したがって、今ここで中断をして私自身がやるということは、これはむしろ議会軽視だと思っておりますので、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。あす、あさってが日曜日でありますけれども、そのことが可能なかどうか。私は、14日の日が最後の一般質問でございますので、順当に、順当はおかしいけれども、一般質問が終了後と、これはそういうふうに申し上げたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） そうすると、14日の日にはやっていただける、監査のほうに監査請求をしていただけるということで、ありがとうございます。

今そのすぐやりますと言うた部分で、日本語というのはすごく曖昧なのです。すぐといっても私の一般質問が終わった後すぐなのか、きょうの一般質問が終わった後すぐなのか、あるいは全体の13人が終わる14日の質問終了後直ちになるのか。直ちという言葉が4カ所あるわけですよ、4パターンというか。それで、今までにも市長はすぐやりますという言葉をお願いしたこともあります。あるいは、近々やりますという言葉があったのですけれども、おおむねそれは今の話は14日にはできるのですけれども、言葉のニュアンスとして、市長の使い分けのニュアンスとしてすぐやりますというのは大体どのぐらいなのか、近々やりますというのは大体、2週間とか20日とかいろいろあろうかと思うのですが、それはどの程度の認識で市長はそういう曖昧な言葉をお使いになっているのか教えていただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それぞれの事例を出していただければ、このことについてはすぐというのはいつやりますということでお答えはできますけれども、いろんな事例がございますので、大変申しわけございませんけれども、全ての事例に対してあと何日後にやりますということについての答えはご勘弁をいただきたいと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 一番山場が終わったので、では倫理条例についてちょっとお尋ねしたい。

今回出されている倫理条例については、先ほども触れましたけれども、本来条例というのは規則、規程がついて出ますね。これが佐渡市議会のルールだったと思うのです。ご存じのように規則、規程については議決が要らないわけですから、本来は条例と一緒にあわせてきちっと整備しておくというのがこの佐渡市のルールだったのだけれども、今回条例だけ先にぽんと出てきたときに、その条例に対して中身まで精査できないのではないか、ただ形だけ、箱だけを見ていいか悪いかだけの判断しかできないのです。ちょっとやっぱりやり方としてはおかしいし、これ取り下げるとは私言いませんけれども、これはきっちり総務文教常任委員会で議論して審査していただきたいことです。この部分をやらないとこれずるずるいくのです。だって、職員の綱紀粛正をやりましょうという条例なのに、スタートから、条例の制定からルール違反で出して、今までのルールを破って出すなんていう話なのだから、おかしいと思うでしょう。思いませんか。総務課長、首かしげているけれども。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 規則がないということですか。

○17番（金光英晴君） ついでいるの。

○総務課長（渡辺竜五君） はい。条例は、議員おっしゃるようにやっぱり少し曖昧といいますか、広く捉えておりますので、例えば職員の行動規範等は資料のところに規則をセットでつけておりますので、お願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 中身見たものでね。中身見たもので、資料がないのだなというのを思ったのだけれども。実はなぜこれを言うかという、またさっきの第243条の2の話なのだけれども、これは政令市の部分、神戸市の話なのだけれども、ほとんどかどうかわかりませんが、政令市ではほぼ定めておる規則なのです。これは第243条の2第1項、後段の規則、わざわざわかりにくいところをきっちり定めておきましょうよと、そして職員にもこの法律をわかってもらうようにしておこうよということで政令市ではやっているのです。それと、政令市でなくても、神戸市の近隣でもこういうのを制定しましたよというような資料もあるのですけれども、ここまでは言いませんけれども、やっぱり条例をつくることは縛ることではないのだと。職員を縛るための条例ではないのだと。だって、この第243条の2というのは、これは損害賠償の対象者を狭めて、要するにそこでお金の出し入れする職員が萎縮することのないようにという趣旨の条文なのです、これ。最高裁の判決にもちょっとついておるのですけれども、これ読むと法律というのは決して人を縛るためのものではないのだと。むしろ人が生き生き生きられるようにするためのものが本当にいい法律なのです。こういうものをこの際だから佐渡市でもつくっておきましょうよと、こういうことをやっていかなければならないのです。ただ倫理だ、倫理だと言ったって、職員はその法律自体が、さっきの総務課長だってそうではないですか、担当課長でありながら法律自体を解釈していないではないですか。だから、これが佐渡市職員全員が法律というものを理解しやすいようにかみ砕いて教えてあげれば、法律守りましょうねで済むのです。これをやらないで法律守れ、法律守れと言ったところで、法律理解できない人に法律守れと言ったって無理でしょう。このことが欠けているのです。

それと、市長、私これ一回前言ったこともあるのですけれども、施政方針演説でコンプライアンスをうたい上げました、ことしの。施政方針演説に。これ恥ずかしい。全国で多分佐渡市だけでしょうね。市長の施政方針演説に職員のコンプライアンス高めていこうなんていうことをうたい上げるという。だって、市の内外に我が市は法令遵守もしていなくて行政運営をしているでたらめの市ですよと言うて内外に発信しているわけではないですか、市長自ら。この意味がわかっていけば、市長はコンプライアンスなんかうたえないはずなのです。これを施政方針演説でうたうなんていうのは、市長たる資格なんかありません。こういうことをきちつとしないと、市民は、ああ、やっぱりでたらめな佐渡市だと言われるのです。でたらめやっていると。このことを市長自身がいたく感じているのであれば、職員に対してはもっと優しく法律がわかるようにすることを総務課長に指示をして、早急にやらせてください。そうしないと、佐渡市の職員はいつまでたっても法令なんか守れるような組織になりませんよ。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） どんな法律をつくろうと、どんな条例をつくろうと、その中身を理解していなけれ

ばこれは絵に描いた餅ですから、当然のことです。それをどう解釈をしていくか、解説本等も含めてこれは今やっているわけですが、さらにそのところでまだ不備な点があれば、それはやるように指示をいたします。当然のことながら、やっぱりその趣旨というものを、こういうことだということを理解しない限りは、これは何をつくったってだめなわけです。それは徹底をいたします。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 時間はありますが、今市長からも前向きな答弁いただきましたので、これで終わりたいと思います。失礼な発言があったかもしれませんが、佐渡市を思う気持ちということでご容赦いただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金光英晴君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時54分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無党派、市民派の荒井眞理です。

昨今テロによる事件が世界で相次いでいますが、きのうは安倍首相個人のインターネット上の公式サイトがハッカーに攻撃され、機能不全に陥ったとの報道がありました。社会に訴えるのに効果的と思われるものがターゲットにされる傾向があり、佐渡においては妙見山の軍事レーダーが最も危険なターゲットになります。今離島佐渡の市民の幸せとは何なのかということを考えて私たちの生き方を選ばなければいけない時代にあるとつくづく思います。

それでは、通告に従ってご質問いたします。大きく5つに分かれています。初めの大きい1つ目は、さきに同僚議員たちの質問でも追及されましたが、残念なことに佐渡市は職員たちによる不祥事と補助金など公金の不正受給問題がこの2年間で息つく間もなく噴き出しています。佐渡市は信頼をなくしてぼろぼろ状態だと嘆いている市民もたくさんいます。甲斐市長には、その信頼回復のために、市民に納得のいく誠意ある説明を尽くしていただきたいと思います。

では、質問の1つ目に入ります。市職員たちの相次ぐ長年にわたる不祥事の発覚を受け、佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例を制定するとの議案が12月の定例議会に上程されています。果たしてこの条例は本当に市職員が市民から信頼される市役所をつくろうという気持ちになる条例になっているのでしょうか。

次に、甲斐市長は相次ぐ不祥事の決着をつけたつもりになっておられるようですが、職員を解雇するという重大事に際し、法の精神に照らして公平で客観的な懲戒処分の手続になっていたのか疑いの余地があります。どのような手続で懲戒処分を決定されたのでしょうか。また、不祥事の賠償責任の手続についても今し方追及がありましたけれども、客観性が疑われます。どのようにして決定したのか、改めてご説明

ください。

佐渡市が信頼を失ったもう一つの要因は、たび重なる補助金、負担金などの不正受給問題にあります。無駄なお金をばらまくことになる前に、本当に必要な事業なのか、気を引き締めていま一度事業仕分けをする必要があるのではないのでしょうか。そして、補助金、負担金、委託金などによる事業において不正を行った業者がまたいつでも公金を受給できるのはおかしなことです。不正を行った事業者に対しては、何らかの制裁を与えることが公平なのではないのでしょうか。

大きい質問の2つ目です。男女平等参画の実現に向けて。佐渡市女性センターの開設を求めている質問をします。佐渡市の女性たちは、現状よりもっと具体的な応援が必要であると実感しています。女性センターは、全国で47の都道府県51カ所、市、町には317カ所設置され、年々ふえつつあります。女性センターでは、女性問題の解決、女性の地位向上、女性の社会参画を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。佐渡も女性たちの必要に応じて女性センターの開設をしませんか。

大きい質問の3つ目です。佐渡市教育大綱についてです。教育委員会制度が変わり、このたび初の佐渡市教育大綱が発表されましたが、教育において誰が主人公だと考えて策定されたのか疑問に思うところがあります。この大綱の中には、地域の教育力ということも強調されています。佐渡市も危機的なほど急激な少子化が進み、子供たちの健全な育ちの環境が失われつつある中、より多くの市民に人づくりの関心を持ってかかわってもらする必要があります。また、教育の目的である民主主義の実現のためにも、大綱を決定する前にパブリックコメントをとることもできたはずですが、なぜそうしなかったのでしょうか。

次に、学校教育について伺います。子供たちが自分の人生を主体的に生きる力を養うため、自分で調べ、自分で考える力をつけることは重要です。そのための学校図書、読書環境の充実をどのようにしていこうとお考えでしょうか。

3つ目に、大綱の中に社会教育、家庭教育、地域教育プログラムというのがあります。これらの充実をどのように考えられているか、お聞かせください。

大きい質問の4つ目です。子育て支援の充実について。まず1つ目は保育園についてです。急激に子供たちが減っている中、地域では子供たちの姿がどんどん見えなくなっています。佐渡市としてはどんどん統合したいでしょうけれども、統合して保育園を廃園にしまえばほとんどの子供が車で登園し、地域の人と挨拶しない子供に育ちます。佐渡市は、地域とともに保育できる環境をどう考えているのでしょうか。

2つ目です。子供を主体に考えた子育て支援を充実させることが時代のニーズと考えます。この際、子育て支援室と子ども若者相談センターを統合して、例えば子ども若者課など新設し、生まれてから成人するまで一貫して支援するような体制をつくってはどうか。

3つ目です。以前から指摘していることですが、佐渡市は図書館が子育てに欠かせない場所になっています。にもかかわらず、地域図書館で親子が気がねなく使えるスペースは不足しています。積極的に図書館に親子スペースを設置をしてはいかがでしょうか。

大きい質問の5つ目です。佐渡観光の拠点について。1つ目は、佐渡インフォメーションセンターの機能充実を求めて質問します。この施設は、その名のとおりなら佐渡の情報の中心であるべきですが、現状はどうなっているのでしょうか。

2つ目は、ガイド養成についてですが、佐渡観光の目玉が多岐にわたる中、それぞれの担当分野が別々にガイド養成をしている現状をどのようにまとめていく方針でしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、倫理条例、いわゆる条例の件でございます。佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例、これは憲法などにうたわれている公務員としての心得をこれは明記したものでございますし、もう一つは公益目的等に伴う通報制度の確立と不当要求行為への対処基準を明確にしたものであります。そういう意味で、この条例というものを基本といたしまして、公務員としての信頼回復を目指していくというものでございます。ご質問の具体的な内容については、総務課長から説明をさせます。

それから、今回の一連の不祥事にかかわる懲戒処分及び賠償責任の手續につきましては、先ほど金光議員からもいろいろご指摘があったわけでございます。そういう意味では、やるべきことはやるということをお約束を申し上げたわけでありまして、その内容につきましては総務課長のほうから説明をさせます。

市の事業について、いわゆる事業仕分けということでございます。当然のことながら、市民のニーズに対しましてあれもこれもということではなくて、市民にとってどれが必要であるのか、あれかこれかというものをやっぱり選択をしていかなければならない。そういうことの中で、将来ビジョンとか総合戦略、この中できちんと仕分けをしているつもりでございます。それをもとにして市費というものを活用していかなければならないというふうに思っております。こういうものが私どもの情報として流れていないというところも一つの問題があるかとは思いますが、そういう意味で私どもが考えているものを市民の方々にもお知らせをして、お互い共有するというをやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、補助金の不正受給に対して、私どもの視点、私どもの職員の立場からするならば、平成26年、昨年でございますが、チェックリストを作成をいたして、いわゆる確認体制というものをチェックをするということを決めたわけで、それに基づいて今進めているところであります。

なお、委託業務につきましても、不正があった場合は委託業務の発注を制約するという対応をとっておりますし、もう一つはいかにチェックリストをつくったとしても、オレオレ詐欺ではございませんけれども、そういう形で本気になってだますという気持ちになれば、これはなかなか見つけられないわけでありまして、私どもも襟を正してそういうチェックリストに基づいてこれから不正といいますか、そういうところを見抜くあるいは我々の補助事業の適正化ということはやりますけれども、市民といいますか、補助を使う方々におかれましてもその点についてはぜひひとつご協力をいただきたいということであります。

それから、男女共同参画の実現、これは当然女性の役割というのが非常にこれからも多くなってくるわけでありまして、そういう意味で、女性相談センターというものにつきましては、いわゆる女性の総合施設という表現がいいのかどうか分かりませんが、であって、女性問題を解決するとか、あるいは女性の地位

向上を図るとか、あるいは女性の社会参画を目的として、そういうものを今情報提供、相談研究などを行っているところでございます。私は、子育ての悩みとか情報などを共有できて、子育ての拠点、そういう対策というものは必要だと、そのことはもちろんわかりますけれども、今現段階で先般の一般質問でもありましたけれども、公民館活動の充実ということもあるわけでありますから、まず地元にある公民館という活動、それを活用するということからあって、新しいものとか、あるいは地域の真ん中にあるものだけをということではなくて、それぞれの地域でまず活用していただきたいというふうに考えているところであります。

佐渡市教育大綱につきましては、教育委員会から説明を申し上げます。

それから、少子化への対応ということで、保育園の統合問題というものが出されました。もちろん子供の教育というのは地域と一体的にやっていくというのは、これはもう基本中の基本でございます。ただ、保育園の統合というものについては、私どもはより良質な保育環境を子供の視点に立って提供するということが、これはもう統合計画の基本でありまして、それで今進めているわけであります。したがって、ただ保育園が数が少なくなってそこにあることによって確かにその地域住民とのかかわりは少なくなるかもわかりませんが、しかしながらそういう理念のもとで進めている以上は、それをどうやって子供たちと接する機会をつくっていくのかということが私は大事だと思っています。そういう意味で、子供たちと地域住民のかかわりというものを継続をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、土曜日の午後の保育モデル事業につきましては、これはいろんな社会情勢というものがあつて、保護者の方々がいろんな就労形態もあるわけでございますから、保育を必要とする家庭への支援というものでございますので、これは必要であるというふうに私どもも承認するわけであります。その場合にのみご利用いただくということでございます。ただ、誰でも彼でもというわけではございません。

なお、子育て支援室と子ども若者相談センターの統合については、社会福祉課長から説明をさせます。

図書館の問題であります。地域の図書館の親子スペース、図書の問題につきましては以前からもこういうご指摘がございまして、私はある程度のところを、もちろん完璧ではありませんけれども、充実をしてきたと思っておりますが、ただ地域図書館の親子スペースの問題については、これは図書館そのもののスペース、物理的な問題もございまして、そういう意味ではなかなか難しい面もありますが、これは横といたしますか、あいている部屋を使うとかなんとかという工夫が必要だと思っております。その具体的な内容については、教育委員会から説明をいたします。

それから、インフォメーションセンターの問題であります。これは両津港、いわゆる新潟・両津航路の玄関口の観光情報発信基地ということが役割が1つございます。もう一つは、北埠頭地域、あの一帯をにぎわいの創出のための地域活動の拠点。この2つの位置づけがあるわけでございます。したがって、あそこを活用して国際会議とか展示会とかシンポジウム、これは幅広くやってきたわけでありまして、地域のにぎわい、地域づくりの拠点という視点では、この3月に国土交通省のほうからみなとオアシスという認定もいただいたわけございまして、そういうものを活用しながら進めてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

なお、道の駅の問題につきましては今国土交通省とも協議をいたしておりますし、もう一つは現在の道の駅の関係者の方々とのかかわりというコンセンサスを得るということでございますので、今それを鋭意進めて

いるということでございます。

それから、ガイド養成、これにつきましては、確かに議員がおっしゃるように世界遺産なり、ジオパークなり、ジラスなり、それぞれのところでのガイド養成ということをやっているというのが実態であります。しかしながら、これからインバウンド等々を考えた場合には、金山だけのガイドだけではうまくない。やっぱりもともとはジオパークというものが土台にあって金山がある、ジオパークというものが土台になってジラスというものがあるわけでありますので、そういう意味では連携をとったガイド養成ということはやっていかなければならない。そういう意味で3資産プロモーション室もつくったわけですが、なかなかそれぞれの組織の方々の意思統一というのが非常に難しいわけであります。したがって、今回も初めてそういうことを出ささせていただきましたけれども、やはりDMOというものをこれから真剣に検討していかなければならないと、こういうふうを考えているところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） それでは、佐渡市教育大綱についてご説明をさせていただきます。

佐渡市教育大綱につきましてはパブリックコメントは実施しませんでしたけれども、この大綱は佐渡市が目指す教育の大きな方向性を示すものでありまして、市の目指すものと合致させる必要があるというようなことで、将来ビジョン、それから総合戦略を踏まえて、会議のメンバーである市長と教育委員会で責任を持って作成させていただいたというところであります。

なお、今後大綱を具現化する教育振興基本計画、これにつきましてはパブリックコメントを実施していきたいというふうに考えております。

次に、学校の図書、読書環境の充実についてであります。学校図書館につきましては、読書活動を推進するため、蔵書数を増加させて図書を充実させるとともに、学校司書を継続して配置し、学校司書の研修等を行いまして図書館をより充実させていきたいというふうに考えております。

なお、学校司書につきましては、ことし7月から7人配置し、1人当たり5校から6校を担当しておりますけれども、現体制での成果や課題につきましてしっかりと検証し、さらなる充実に向けて教育振興基本計画の策定の中で協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、社会教育、家庭教育等についての質問であります。先日も説明させていただきましたけれども、このたび策定いたしました佐渡市教育大綱では6つの基本目標を掲げて、あすの佐渡を担う人材の育成を図ることとしております。その大綱を具現化する教育振興基本計画を平成28年度末までに策定することとしておりまして、具体的な内容につきましてはこれから多くの市民のご意見、それから市長部局からの意見も取り入れまして、基本目標に沿った基本計画を策定してまいりたいというふうに思います。

もう一点、子育て支援の充実にかかわっての地域図書館に親子スペースの設置ということにつきましてご説明いたします。市内の図書館における親子スペースの設置状況は、現在中央図書館、それから小木図書館、真野図書館、相川図書館の4カ所に設置されております。また、佐和田図書館では、中央会館の和室があいているようなときにですけれども、親子スペースとしての利用ができると考えています。両津図書館は、ホールを利用していただいているというのが現状であります。親子で本を読んだり、調べ物をす

るなどのスペースは十分広いとは言えませんが、あいている部屋を活用して閲覧できるように配慮をしていきたいというふうに考えています。今後図書館のグランドデザインを策定する中で、子供たちが大人に気がねなく使えるような空間を施設に取り入れるよう計画に盛り込んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例で、不足といいますか、問題があるというご指摘で、事前にいただいているご指摘の点をご説明させていただきます。公益目的通報の第8条と第9条の部分でございますが、ここで第8条の第3項、この公益目的通報では、違法行為等の事実確認のために相当な根拠が必要であるということが厳しいのではないかとご指摘をいただいておりますが、これはこの制度の濫用を防ぐために置いたものであります。また、一定の証拠は国の公益通報制度のハンドブック等でも表示されておるところでございますので、私どももそういう形で作らせていただきました。しかしながら、もしそういう証拠がなくても、これ規則で定めておりますが、法令遵守審査会に相談ができる体制をとっておりますので、もしそういうことがあれば相談の体制も含めてつくっておるところでございます。また、第9条により、法令遵守審査会から市長等任命権者に違法行為の事実認定もしくは法令遵守審査会自体に違法行為、その事実自体を潰すというようなことがあるのかもしれないというご指摘もいただいておりますが、それにつきましては法に詳しい者の外部委員を入れるということで、まずその外部委員の中でしっかりと対応していくということで考えております。

もう一点でございますが、懲戒処分並びに賠償責任の手続でございますが、この懲戒処分につきましては、まずその事実を本人に確認いたします。その確認をした中で事実行為を把握をした上で、佐渡市職員の懲戒処分等に関する要綱によりまして、処分量定を当てはめて本人に通知をして行っておるところでございます。また、元職員による不祥事にかかわる損害につきましては、これにつきましては先ほども申し上げましたが、不祥事にかかわる調査を進めている段階において当該元職員から損害分の金員の自主納付の申し出があったということから、具体的な額等算定を顧問弁護士に依頼をしまして、その額を元職員に提示し、納付されたという形の流れでやっているものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

子育て支援室と子ども若者相談センターの統合をということでございました。こちらにつきましては、成長の過程で問題を抱えた子供と家庭を支援する仕組みといたしまして、現在は子ども若者相談センターが総合相談窓口となっております、より適切な関係機関へつなぐ扇のかなめの役目を担っているところでございます。関係機関といたしましては、子育て支援室だけではなくて、障害福祉係、援護係、学校教育課、児童相談所、医療機関、民生児童委員、民間の支援組織など、多岐にわたっております。したがって、子育て支援を1つの組織に統合するというよりも、現在の子ども若者相談センターを中心といた

しましたネットワーク機能と、センターの職員がそれぞれの専門性を生かしまして、個々の子供に合わせました支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そうしましたら、まず最初にさきの同僚議員の質問がありましたものについて続くような形で質問させていただきたいと思えます。

私は、通告していたものの多くの部分をもうさきの質疑の中で進めていただいたのですが、私お聞きしていて実際に賠償の発生する案件、不祥事は3件あったと考えていますけれども、それでよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 賠償が発生するかどうかは別にして、賠償の要件になるかもしれないという初期調査の段階での案件としては3件であったというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では、その3件について、どれも監査にかけて決定はしていないという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 先ほどから申し上げておるとおり、弁護士のほうと返済方法を本人と確認をして、その手法を弁護士のほうに話をして、その上で対応を決めたということでございます。ですから、監査委員には歳入があったときに定例監査のほうに一度資料のほうは出させていただいたことはございますが、地方自治法に基づいて市長から命ずるという行為はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） この額の決定というのは非常に重要なことなのですが、先ほどから聞いていてもそのことがまだやっぱりわかっていないのかなという感じがします。客観性のある根拠によってこの額を決定するというのがこれは監査委員に求められることであって、皆さんがその不祥事を起こした人が幾ら幾ら出して、こうこうこうで計算してと、何かどこかでむにゃむにゃむにゃと決まったような形では決して決まらないものなのです。そこのところは履き違えていないですか。大丈夫ですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

考え方は、我々ではなくて弁護士にお願いしたということで、顧問弁護士のほうにこの考え方、この金額、また相手方のほうも弁護士がおりますので、今申し上げたように非常に難しい証拠等もございますので、その中で判断をしていただいたということが大きなところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では、私たちに議会で報告しているこの金額の決定、決定した形になっていますが、これは一体誰が責任をとった数字なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 賠償の、賠償って返していただく考え方、金額、証拠といいますが、その根拠

になるもの、そこを弁護士のほうに出して、適正性があると、向こう側もそれで、お互いにそれでいいですということで話をした中で、金額の適正性を再度弁護士のほうに確認をして、市長のほうから決裁をいただいたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その手続は、法的には間違っていると。それは一つのやり方ではあります。しかし、決定的に賠償額を決定できるのは監査委員なのです。そこのところはよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 先ほどもこれ申し上げましたが、このやり方について向こうからの申し出がある場合、その申し出の中で我々含めて金額を判断をして、それが適正性さえあればその中で返していただくということは法的に可能であるということを弁護士のほうと話をしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それが客観性のある額だと言うことはできないと。これが監査にかけなければいけない最大の理由なわけです。客観性のないもの、例えば打刻がえについて、この数字これでいいのだといつ誰がどうやって決められるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そこについては、正直申し上げて絶対の証拠はございません。これは、平成18年からさかのぼったものでございます。その中で、コンピューターの閉開、帰った時間打刻がえ、周りの同僚、その中で調査をして、その考え方を含めて弁護士で話をしたということでございますので、この弁護士の判断で我々は正しいというふうに考えておったところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほどの同僚議員も言いましたけれども、皆さんご自分で法律をちゃんとページを繰って勉強して、ご自分でもう少し考えたらどうですか。何でもかんでも弁護士。では、責任は誰にあるのですかと聞いているときに、お答えになっているのは責任は弁護士ですと、そう言いたいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そうは申しておりません。弁護士に算定根拠をしっかり出していただいて、それで法的にその正確さ、正しさを弁護士に判断していただいて市長が決めるものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その算定の仕方を間違ったら、その責任は弁護士にあるということなのですよ。皆さんは法律を自分で勉強しておられないのですね。こういう場合、額が決定できないようなやむやな場合はどうしたらいいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

額が決定しない場合、損害賠償の額が決定しない場合ということでございますか。会計事務に起きたことであれば地方自治法第243条の2でいきますが、その額が決定していない、我々は済みません、決定したというふうに考えておりましたので、決定していないというところの額についてはちょっと私のほう今

考えておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） だから、弁護士に聞くことは間違っているというのです。いいですか。ご自分で法律をきちんと見てください。損害額というものがはっきりしないときには、まず監査にかけるのです。そして、監査委員はおおよそこういうことでいいだろうかと、そしたら次にどうするのか、議会にかけて議会が決めると。法的な手続はそうなっているのですよ。そういう理解ではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） このたびの事務の手続につきましては、本人からの申し出によりこちらで確定したもので本人と話をし、それで確定をしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、もう一回よくご確認をなさってください。これきちんと手続というのがあるのです。今の皆さんが決められたというのではなくて、最終的には議会が決めなければいけないのです。このところをもう一度よく調べていただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それは、例えば相手方と疑義があったり、値段を安くするとか、そういう形についてというものがあったと思います。ただ、そういうことにつきましては、顧問弁護士のほうにこういう指摘があったということは私のほうで再度確認いたします。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 結局この3つについては客観的な賠償額というものは決まっていないという状況になります。先ほど例に出たのは預け金の問題でしたけれども、私は3つとも、入館料の問題、そして打刻がえの問題、これも全部監査にかけるべきだと思いますけれども、そのようにして客観的に賠償額を決定するということをいたしますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そこにつきましては、顧問弁護士のほうで額の確定の確認を、ここでその法的根拠も含めて正しいかどうかを含めて今話をしておりますので、そこの中で確定したもののいうふうと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私たち市民が求めているのは、その弁護士の見解ではないのです。その方はどういう見解を持っておられるかわかりませんが、私たちが市民は本当にこの金額に客観性があるのかということ信じたいわけです。ところが、例えば私が資料要求してもそれについては出せないと。いろいろな理由はあるのでしょうけれども、それは出せないと。ということで、客観性のない数字、私たちはそれをただ示されているだけなのです。これで決まりましたと。私たちが信じるに足るものになっていないのです。これを乗り越えない限り市の信頼の回復ということはある得ないのではないのですか。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 資料要求で出したと……

○2番（荒井眞理君） 出していません。

○総務課長（渡辺竜五君） 記憶しているのですが、出していないですか。わかりました。そこについては出せますので、そのものは出します。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 市民は、今皆さんに提示されているこういう書類で出されている数字では納得がいかないと言っているのです。その根拠は、弁護士があれあれ、これこれで計算しましたというものでは納得がいかないと言っているのです。客観性がないと言っているのです。それにどう答えるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほど金光議員のほうからもいろいろとご指導、ご指摘をいただいたわけでありませう。法的な解釈ということについては、これはやっぱり私どもよりも、弁護士がいるわけですから、弁護士とよくこの指導を受けるということでありませう。

それから、ああいう備品とかというものについてはそうではないわけでありませうから、それは先ほどお約束を申し上げたように監査のほうにお願いをすると、こういうことでございませう。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 同じことの繰り返しになりますが、弁護士が決めるのではないのです。監査にかけるのは誰が求めるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それは市長が求めませう。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 市民は、誰にこれをきちんと決定してくださいとお願いしているのですか。弁護士に市民はお願いしているのでしょうか。誰にですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 監査委員が決定をする場合と、私がその弁護士と相談をして、このやり方が法的に問題はありませんねという形で私が決定する場合もあるわけでありませう。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） だから、それでは客観性がないと。つまり計算で1足す1は2でやれば結果が出るなんて、そんな簡単なものではないわけだ。どこから数字を引っ張ってきたのか。そこから全部ではないですか。その積み上げですよ。ここのものは、もしかしたら数字が引っ張り出されていないかもしれない、もしかしたらここのものは過剰に数字が引っ張り出されているかもしれない、そういうものの積み上げを最後計算する。一体どこからどうやって出てきたものか、そこが私たちは客観性がないと市民は思っているわけだ。そこについて弁護士が答えるのですか。長が答えるのではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、弁護士が答えるなんてこと一言も言っていませんよ。私がそれをどうするかということをお監査委員にお願いをするのか、私のほうで決めるのかということになる。もちろん監査委員のほうにお願いをしても、その数字をいただいたものを私がそこで決定というか、私はするわけですから、それは何も、我々が法的な知識がそれほどないわけですから、このやり方でどうですかということをお弁護士に相談をしていると、こういうことになりませう。

- 議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。
- 2番（荒井真理君） 違うのです。監査委員が決定するのです。それを市長が決定するということはできないのです、プロセスでは。先ほども何度も言われましたように、賠償額の決定は監査委員しかできないのです。だから、市長が今やっていることは中途半端なのです。だめなのですよ。わかりますか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 弁護士のほうは民法第709条の損害賠償のほうで判断しておりますので、そこでの判断で問題はないというのが見解でございます。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。
- 2番（荒井真理君） 平行線たどっているのです、もうここでは詰めてもしようがないのかなと思いますが、民法でどうかということでも市民が納得していないということも言っているのですよ。いいですか。どこからのお金を引っ張り出して積算したのか、どこのは引っ張り出さなかったのか、ここに客観性がないと言っているのです。皆さんは内輪ですよ。いいですか。客観的な目が必要だと言っているのです。不祥事というのは外で起こったことではなくて、皆さんの中で起こっていることなのです。中で起こっていることを中で決めて、これに客観性があると言えますか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 私どもは、顧問弁護士の中で委託して決めていることでございますので、非常に客観的だと考えておりますし、歳入があった際に、先ほども申し上げましたが、監査委員のほうに一部資料を提出したこともございますので、通常の監査の中でもご疑念等あれば資料の提出は十分可能だというふうにも考えております。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。
- 2番（荒井真理君） 皆さんの認識の中に誤りがあって、多分ここではもう詰められないと思うので、またこれは積み残しということにいたします。
- それでは、市職員の懲戒処分の手続についても一度労働者保護の観点から丁寧に確認をしたいと思えます。働く者の権利として、安心して働き続けることの確保は、不当職分や不当解雇だけでは絶対に避けなければなりません。そのために労働基準法があると考えます。また、公務員のためには人事委員会がありますが、その人事委員会の働きを教えてください。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 人事委員会は一般的に、佐渡市にはございませんので、私は余り詳しくございませんが、県のほうは給与等、職員の身分等、そういうものをつかさどっているということで考えております。我々にとって、この労働基準法の中では、監督のほうは人事委員会を生じない地方公共団体については長が持つということになっておりますので、そういう形でやっておるところでございます。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。
- 2番（荒井真理君） 佐渡市は人事委員会持っていませんけれども、その機能はどこにありますか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 市町村総合事務組合でございます。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

- 2番（荒井眞理君） 市町村総合事務組合の中のどこですか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） ちょっと資料ないのですが、公平委員会と一緒にいたというふうに記憶しています。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。
- 2番（荒井眞理君） そうですね。人口の小さいところは各自で持つことは困難だから、みんなで一緒に持っていいと。それは人事委員会と言わずに公平委員会というところで、佐渡市の人事委員会の機能というのは市町村総合事務組合の公平委員会の中にあるということですよ。では、この公平委員会と人事委員会の違いというのは何でしょうか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 大きな違いというと、公平委員会はどちらかというと不利益処分とか、そういうものをつかさどることが多いかと思います。人事委員会のほうは、給料とか身分とか、そういうものだったというふうに記憶しております。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。
- 2番（荒井眞理君） そうですね。給料関係は人事委員会ですけども、公平委員会ではそれは扱えないと、それ以外の人事委員会で扱っているものを公平委員会も扱うということです。では、懲戒免職をする際に、労働基準法第20条の解雇の予告に定められている手続として昭和41年の通達がありますけれども、地方公務員について懲戒免職処分の認定の手続をどうするようにと書かれていますか。もう一度お答えください。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） その通達がちょっと手元にないのではっきりわかりませんが、たしかちょっと前に労働基準局が地方公共団体が職員の処分の際に、懲戒等において30日等のルールを守っていないというところ、国家公務員自体は労働基準法に該当しておりませんが、あの通知の中では国家公務員法の昔の五現業、その方々は労働基準法が該当しますので、その労働基準法の中でやるようにというような、そのような通達だったような記憶がございます。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。
- 2番（荒井眞理君） 先ほどもう既にお答えになっているのですが、地方公務員について懲戒免職処分の認定の手続というのは、人事委員会が置かれているところでは人事委員会、またはその委任を受けた人事委員あるいは人事委員会が置かれていないものについては地方公共団体の長ということで、先ほどこの後段のほうをお答えになったのです。これが通達の中身です。この手続の精神として大事なこと、これは何だと理解しておられますか。
- 議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。
- 総務課長（渡辺竜五君） 私が申し上げた通達でよろしければ、地方公務員法第20条の解雇の場合30日間を置くか、急に解雇する場合は30日分支払いなさいというようなことの徹底と申しますか、内容だったような気はしております。
- 議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 一番大事なことは、これも第三者による認定と、客観的な判断ということなのです。先ほどの汚損損害額イコール賠償額ではないというのと同じです。第三者が決めるために労働基準監督署だとかいろいろな外部団体の判断に委ねるところで、人事委員会がないところは長ということになっていますけれども、これは実は例えば教育委員会で起きた不祥事、これについての懲戒処分をするのが、こういうのは長になると。しかし、ではこの地方自治体の中で行われた不祥事、これについては、同じ中の人間が処分を決めても、これは特に免職とか解雇とか、これには客観性がないということになるのです。だから、客観性を持たせるために外部委員会なりに、地方公共団体の場合は人事委員会があるということである人事委員会ということなのです。それでいうと、今回教育委員会での免職処分を決めるときにこのような手続にのっとったのでしょうか。

○議長(根岸勇雄君) 吉田学校教育課長。

○学校教育課長(吉田 泉君) 解雇の予告という意味でございますか。

〔「手続、手続」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長(吉田 泉君) それにつきまして、予告を除外する申請ということで長のほうに申請をいたしました。

○議長(根岸勇雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 今のご答弁だと、やっぱり手続については余りよく認識しておられないのではないかなと思うのですが、認定を長がするわけですよ。しかし、これは今回やっていなかったということですか。

○議長(根岸勇雄君) 渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺竜五君) 解雇の予告については、その都度長のほうでしっかり行っております。

○議長(根岸勇雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 予告はその基づく法が違いますから、それはちゃんとされているのだと思います。だけれども、そうではなくて、解雇を認定するということは、今回皆さんはその手続をきちんと踏んでいないということになりませんか。

○議長(根岸勇雄君) 渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺竜五君) それについては、本案件全てですが、本人から事実を聞きまして、本人からはてんまつ等を出していただいてその事実確認、その事実確認は懲戒の場合全ての事実確認が必要なわけではございません。その要綱に決められたものが一つでも該当すればそれができますので、その1つ該当した段階で懲戒処分をして予告書をつけてやっているということで、法的な瑕疵はないと考えております。

○議長(根岸勇雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) この私が今言っている大事なことは、1人の働く人の人権をどうやって守るのかということなのです。本人が言ったとか、そういうことではないのです。本人だって、もしかしたら誰かを守るため、何かの利益のために本当でないことを言うかもしれない。しかし、客観性のあるもので認定をするということが大事だと。それが働く人の人権を守るのだと。そのためにこれわざわざ昭和41年に通達を出してからいまだにこれ変わらないわけです。これがつまり1人の人の人生を棒に振るかもしれない決定を客観性もなしに認定しないということがこの通達の精神なわけですから、それに照らすと、手続上解雇の

予告をしたとか、そこはもちろん間違っていないと思います。しかし、一番大事なことは、誰かが例えば、甲斐市長はそんな方ではないですけれども、横暴な長がおととして解雇してやろうと思えばできてしまう、そのようなことを避けるためにこの通達ができているわけです。そこのところを理解して手続をなさっていないのではないですか。どうですか。そのような理解があったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 職員の処分については、地方公務員法第29条第1項に基づきまして佐渡市の中に懲戒処分の要綱を用意しまして、事実関係を確認して客観的にやっておるつもりでございます。また、その中で、理由書の中でもしそれに異議がある場合、60日以内に公平委員会のほうに申し出てくださいということが載っておりますので、そういう部分で事実関係を含めて労働者の権利は守れるものというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 誰でも客観的にやろうと思えば自分はそのつもりなのです。しかし、人間はそんな完璧ではないので、だからあえて教育委員会のことだったら長だと、それからこの自治体の中のことであったら外部の独立している委員会であるという組織を分けるわけです。自分の意識が客観的だったかどうかという、それは主観なのです。それではだめだということです。これは、もう一度皆さんこの手続を見直ししていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） これにつきましては長の権限でございますので、これを外に出すというのは逆におかしなことになると思います。しっかりと地方自治法の中で、それぞれに与えられた権限の中で業務をしていくべきだというふう考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ともかく人事委員会が何なのか、公平委員会が何なのかということはよくもう一度調べ直していただきたいと思います。それは、皆さんお一人お一人のためでもあるわけです。人事に関して客観性があるということは非常に大事であるということです。

それでは、甲斐市政の信頼回復のための質問というところで、事業仕分けについて再質問いたします。この秋の決算審査特別委員会の審査の中で、本当に必要があるのだろうかと思われる補助金事業や委託事業が幾つかありました。要らない事業に補助金をつけることが不正や無駄遣いにつながっていることは、佐渡市で今まで実証済みです。事業が本当に必要なものかどうかについて決算審査特別委員会でも意見を出しましたけれども、その判定は誰がどういう方法でしてくださるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

決算審査で出た意見については、次年度の当初予算編成時に、その意見に出たものについては担当課にどういうふう処理するのかというのを確認しています。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 本当に必要な事業かどうかというところをよく考えてくださいというような意見を

つけてあります。これは決算審査、別に額を決めるとか、そういう話ではないわけです。今事業仕分けについてというところでご質問していますから。本当に必要なものかどうかということを市民や専門家なども入って客観的にそれも見てくださいと思うことがあります。例えばトキの餌場のビオトープづくりに委託金が出ていますよね。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明いたします。

ビオトープの整備事業ということで補助金を支出しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 補助金ですか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 補助事業ですので補助金という言い方をしましたが、交付金だったか、ちょっと今資料がないものですから、補助金というふうに申し上げました。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、もう単価の決まった委託金なのです。このビオトープというのは、しかしトキの餌場としてつくられていますけれども、もうトキの餌場というのはビオトープだけではないのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 議員おっしゃいますように、トキの餌場はビオトープのみではございません。いろんな環境の中で、それぞれが適切な餌場、いい餌場を選んで餌をとっているという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実際決算審査特別委員会の中で問題になった事業というのは、一体何が問題になりましたか。このビオトープに関して。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

当初ビオトープ、あぜの管理等を基本的には人力、人夫、皆さんでやりましょうというところだったのですが、事業の途中でやはり機械を投入して整備する必要があるということで、機械借り上げといいますか、委託という形で、手法が変わったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） というのは、結局この委託金ってもちろん中身何に使ったっていいよということなのかもしれませんけれども、草を刈ったり、いろいろ手入れをするのに使うだろうということで出ているもの、これ面積に対して出るわけです。ところが、あぜという1カ所のものについてみんなでやろうと。これ変化球ですよ。委託金の本来この中身を逸しているのです。それも、いやいや、やっぱり手でやるの大変だから機械でやろうということになって、残ったお金は、ではビオトープ、こっちは整備するのに草刈りとかいろいろにお金使うからそっちに回そうとって、結局委託金の中身が好きなようにごろごろ、ごろごろ変わる、こういうことが実態だったのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

私どもその事業の目的、ビオトープの面積に応じたという部分で事業費、補助のほうをしております。今回その手法というところが途中で変わったこと、その変更というところを十分に把握していなかったというところがうまくなかったということで認識してございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 確かに手続上はそれ問題があったと思います。これ不正につながるの、そういうことは見逃してはいけないと思うのですが、そういうことはまた別に、結局最終的に使ったお金は当初申請していなかったわけです。別のことに申請したのです。だから、こっちは別にただでやったっていいということなわけです。それを途中で振りかえたのです、お金が余ったから。言ってみればそういうことです。使わないものだったら、それは使いませんでしたと返すのが普通ではないのですか。これは委託金だから、ちょっと中身は違いますけれども、結局こういうものをやっぱり仕分けしていく、よく見ていく必要があるのではないかといい言っています。このほかに道の駅について、もうこれについてもいろいろ議論がありました。実際この道の駅にある機能というのはどういうものがありますか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

現在の道の駅におかれましては、皆さんご存じのように駐車場、トイレが使える施設、またインフォメーションセンターということで情報機能を持った施設ということが主なものです。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、例えば昨年佐渡インフォメーションセンターがオープンしました。距離的にもそう遠くないですね。こういう観光情報案内というところで事業重なっていると。整理する必要はないですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） お答えいたします。

案内サービスの施設につきましては、道の駅の要綱の中では徒歩で二、三分以内という位置に置かれておることになっております。今現在道の駅として利用されていますので、そのまま継続していきたいというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その道の駅に情報提供を求めてくるお客さんの実績数というのはどういふものですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

その情報提供ですが、主に観光情報、食事施設、またはイベント情報、道路交通規制情報等を聞きに来ているのが主なものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 機能ではなくて実績数、数はどう把握されていますかとお聞きしています。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 失礼しました。これは聞き取りによります。今施設を管理している委託者に確認したところ、インフォメーション施設、建物の施設ですが、に入場した人数として、大まかでございますけれども、2万7,600人程度、またそのうち約6割程度、1万6,500人余りがその情報機能に訪れた人数というふうに把握しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それどこで確認したのですか。ちょっとこの間日報を見せていただきましたけれども、そういう数字どこにもなかったですね。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） お答えします。

施設の所有者、今委託をお願いしている方の聞き取りによるものであります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それ客観性がないですね。日報には書いていない。ご自分だってカウントしていないわけです。適当な数字だと言えなくはないわけです。問題になったのは、道の駅に行ったけれども、誰も案内人がいなかったと。この問題についてはどうお考えですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

案内人はいるというふうに把握しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 案内人はいるのですよね。年間これ委託料を幾ら払っていて、その中その案内人の人件費というのは幾ら払っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

案内コーナーの管理ということで、年間241万5,000円を計上しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それだけのお金をもらっていて、観光客がいても案内人がいないと。これ契約違反にならないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

我々としては、トイレ、駐車場等の清掃並びに案内コーナーの管理を総合トータルとして算出した金額を委託料として支払っているものであります。だから、特に問題ないかなというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、かなり計算間違っていると思います。人件費として1日の経費ももらいながら、午前中トイレの掃除しました、午後トイレの掃除しました、その部分時給もまたもらいます、午後の部分の時給もらいます、こういう計算だと。今のご説明はそうなりますけれども、そんな計算なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） あくまでも委託料の算出根拠として計上しておるものであります。委託料の金額につきましては、年間500万でございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そこに人がいるということが条件でこの500万円を払っているわけですよね。そこに人がいなかったらこれどうなのですか。契約違反にならないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） それにつきましては、我々運営管理する立場からして、常時するよう指導してきているところでございます。その中で、逆にあの施設を含めて協力依頼をして委託費を支払っているものというふうに理解しております。

〔「契約違反にならないんですかという質問ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、同じことを3度も聞かせるのですか、それ。契約違反にならないのですかということを知っているのです、そのことについてだけ教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 我々としては、常時その施設にいていただくということの内容になっておりますので、内容からいえば契約内容としては矛盾しているというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 矛盾ではないのです。だから、私はこの事業仕分けが必要だと言っているのです。事業仕分けの中に市民や専門家など客観的な人を入れてこれやったほうがいいのではないのですかというのが今の大きい枠の質問なのです。どうしてわかりませんけれども、もごもご、もごもご、ご自分が別にそこで働いているわけではないのに。契約違反ですよ、こんなの。お金もらいながらそこに人がいないのですから。そういうことではないのですか。そういう客観性を持ってやらなければいけない。では、その要綱には研修のこと書いてありますけれども、その案内する人の研修というのをやっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 申しわけありませんが、研修は行っておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは要綱を見ると義務なのです。やらないというのはだめなのです。ちょっと確認していただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

情報提供サービスの部分について、これにつきましては案内人の向上を図るために研修を行うことというふうになっております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この義務に違反したら何て書いてありますか、では。

○議長（根岸勇雄君） 休憩します。

午後 4時06分 休憩

---

午後 4時07分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

「道路局長は、登録された道の駅が内容の変更により2の各2号に該当しないと認められるに至った場合、また道の駅の登録者が8の義務を遵守せず、道の駅として案内することが適切でないとい認められるに至った場合には、当該施設の登録を取り消すことができる」と。そういうことで、先ほど取り消しの内容の8の義務といいますのが今言いました遵守の義務であります。「道の駅の設置者は、次の事項を遵守し、利用者へ良好なサービスの確保をしなければならない」、「施設全体、特に便所について常に安全な、快適な利用が可能になるよう適切な維持管理を行うこと」と、「また、道路管理者の行う道路に関する情報の収集、提供に協力すること」、「案内人に対する研修を行い、提供する情報の質の向上に努めること」、「全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること」です。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、これ別に義務に違反しているからすぐ取り消しというわけではないですけども、義務ということはこれ絶対やってくださいと、やらなかったら取り消しになるほどの大変なことですよと、そういう意味なわけですよ。それを怠っているということはきちんと事業仕分けの中でやっぱり見ていていただきたいと思います。こういうようなこと、私たち決算審査でばあっと見たものだけでもこれはもうちょっと内容として不適切ではないかというものはたくさんありましたので、ぜひ事業仕分けということを丁寧にやっていただいて、市民の税金から出ているものです、無駄なお金が流れないようにしていただきたいと。そうでなければ市の信頼が回復できませんよということです。

次に、補助金、委託金などの不正受給をした業者に対する制裁の件です。これは、不正受給をあらかじめ防ぐためにも有効ですし、不正の再発防止にもなります。しかし、もし不正があるかどうかの調査を始めたときに調査を拒否した、そういう事業者がいたらどうしますか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

補助事業における一般論という意味でのご質問だと思いますので、私出てまいりましたけれども、例えば立入調査等で拒否するというようなことがあった場合、現在佐渡市ではそのようなペナルティーという制度はございません。また、実際に罰則規定等、これは国のほうの補助金適正化法でしか定められていないものであり、なかなか市町村が定められるものではございません。ただ、当然その調査の内容によってそういうものを拒否をさせない、しない、そして誠意を持ってその補助事業を遂行を見ていくということをルール化するといいましょうか、制度化することを指示を受けておりますので、それに総務課と一緒に取り組んでいきたいと考えております。現在の交付規則では、拒否されたときどうする、こうするということは書かれておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に頼もしいご答弁いただいたと思いますが、拒否をさせない、しない、それ本当に手を打てば可能なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

書き物で制限するというのではなくて、やはり社会人として、そして補助事業者の申請をしたものに対して、その申請を認めて採択をして、その事業が約束どおりに遂行されれば補助金を支出するという、公益上有効と認められたからこそ補助事業と、補助金というものが予算化もされるわけですので、その執行者として誠心誠意相手に対して対応するということだと思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ逃げ道つくらないでぜひやっていただきたいと思うのですが、いつからこれ始められますか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） 先ほど申しましたように、補助金適正化法に準じたような条例あるいは規則というものはつくれません。これは、岩手県が平成26年度に全国初でつくろうとしたのですけれども、ちょっと今、他県のことを余り言うとはあれですけれども、難航してとまっております。理念的なものになってしまうかもしれませんが、それを補助担当の職員一人一人が意味をわかって、そして補助金交付等チェックリストもございます、これもツールで非常に私は役立っております。平成26年度につくられましたけれども。ただ、これはやっぱりツールで、その項目を理解してチェックするということが必要ですので、不祥事対策防止の庁内研修、これと一緒にしまして研修をするという指示も受けておりますので、それとあわせてやりたいと思います。済みません、質問の答えになっていませんでしたね。ルール化につきましては、平成28年度当初を目指しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 現にこれ非常に、調査権が実は長にあるということも最近確認されたことですし、調査ということについてまだ市の職員の皆さんはなかなかないことだと思うのですが、これはもう早急に必要な手だと思っていますので、もう大急ぎでやっていただきたいと思います。

その次に、佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についてですが、この条例案の最もおかしいと思うところは、先ほどご説明いただきましたけれども、職員の幾つかの不祥事を受けてこの条例誕生にもかかわらず、公益目的通報のハードルが高過ぎる。これおかしいと思います。第8条第3項、もう一度そこに何が書かれているのか、お読みいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

第8条の第3項でございますが、「職員等は、公益目的通報をする場合は、誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。この場合において、職員等は、公益目的通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を審査会に示さなければならない」と書いてあります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、ちょっとさかのぼりまして、公益目的通報の定義というのが載っている

と思いますが、そこには何と書いてありますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 読まさせていただきます。

公益目的通報、「職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。以下「違法行為等」という。）が生じ、又は生じようとしていると思料するときに、不正防止のために行う内部通報をいう。ただし、不正に利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く」と書いてあります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今第2条の第8号というのを読んでいただきましたか。

○議長（根岸勇雄君） 荒井さん、条例は自分で読んで、これはどうかという質問をしてください。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 時間がもったいないので。第2条第8号には、「行為が生じ、又は生じようとしていると思料するときに、不正防止のために行う内部通報」とあるわけです。これさっきの第8条の第3項と大きく書いてあることが矛盾しないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） つくる議論の中では、全く矛盾していないというふうに考えております。「生じ」というのは起きているという現状でございます。「生じようとしている」というのは、まさに起きようとしているものが確実にわかっている状態でございます。その中で、そういう状態であればきちっとしたそれなりの話ができるだろうと考えておりますので、ここは国の公益通報者保護法とあわせてセットで考えているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 起きようとしていると思われるなわけですね、第2条の第8号は。だけれども、第8条の第3項は「事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を審査会に示さなければならない」です。これ大分違うのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 我々の中では、まさに起きようしているということはその事実が相当にあるものだというふうに判断したところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私も国土交通省のとかなり見せていただきましたけれども、こんなに佐渡市ほどハードルの高い項目書いているところはほかにないのです。私だから驚いて、一体佐渡市はこれから、もう内部通報なんかするなと言っているのかなと。これでは、さあ、みんな、職員が今までの不祥事の汚名を挽回するために頑張ろうというときに、こんなよそよりも、国よりもハードルの高いものでクリアすると、よし、やろうという気に職員がなるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 先ほども申し上げましたが、我々としてはこの公益目的通報自体は余り乱用という形でのものは一定程度防がなければいけないと、これ国の考え方も同じだと考えております。そうい

う中で、一定程度信じるに足る証拠を出してほしいということになっておりますが、しかしながら議員のご指摘というところもございますが、規則の第8条の中で、「職員等は、公益目的通報をしようとする内容について、あらかじめ審査会の委員の意見を聴きたいときは、審査会の委員に対して意見を求めることができる」ということで相談体制をとっておりますので、もし怪しいな、危ないなというところは一報をいただければいつでもお話に乗れるという審査会になっているというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 相談できるのはそんなの当然ですよ。だけれども、このハードルクリアしなかったら審査会にこれ出すことできないのですよ。このハードル誰がクリアするのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） もちろん事実が起きている、まさに起きようとなっているところの公益目的通報者がそれなりのお話をさせていただければというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これだけ不祥事がたくさん起きている佐渡市で、こんなによそよりもハードルの高いものをクリアしてやれと、これ現実的なのですか。おかしいとご自分で思わないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 説明します。

済みません。国のほうもまさに起きようとしているときということできちっとハンドブック等に明示されておるわけでございますので、我々だけがハードルが高いというふうには思っておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとこれ多分日本語の問題だと思います。これ明らかに矛盾しているのです。そここのところをもう一度よく見直す必要があると思います。少なくとも現場の職員の皆さんに聞いてください。こんなハードルの高いものを使って公益目的で通報しようという気持ちになる、そんなふうにする人が一体何人いるのかということです。これが一番大事です。職員にとってこれが使えるものになるのかどうか、その観点が大事だと思います。

次に、法令遵守審査会について聞きます。この審査会の委員に関することは一体どこに規定されておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

委員につきましては、本佐渡市市議会定例会議案関係資料集の中にございます条例施行規則の第6条の中でございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これでは3人なのですよ。そのうちの2人が身内、副市長と総務課長、1人が専門家と。これ客観性ありますか。もし、では総務課長について通報したいと思ったらどうするのですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 第6条の第4項に、委員は自己もしくは父母等、業務に直接利害のある事件については調査及び審査することができなくなっておりますので、私の案件であれば私のほうは審査しな

いことになると思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 何が言いたいかという、これはきちんとそういうことをこの条例の中であらうって  
いないわけですね。書いてありますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 規則に書いてあります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） よその市の法令遵守審査会について見ますと、全員が外部の人とか過半数以上が外  
部の人ということになっています。どうして佐渡市はこれ逆なのですか。半数以上が内部の人間と。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） まず1つは、この考え方は佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議からの意見  
を踏まえてつくったものだというふうに考えてください。その中で、特別職である副市長と、あと事務方  
である総務課長、外部の法に詳しい者ということで客観性を持たせてやるということで、外部委員会から  
のご提言もありましてそういう形にしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その検証会議というのは、確かに外からのあれです。だけれども、それをもってこ  
の組織客観性がありますなんていうことは言ってはだめですよ。もうさっきからその客観性という言葉の  
意味がわかってないのではないかなと。本当にもう話がかみ合わなくてしょうがないです。この条例は、  
市民の信頼を得られるものになっていないと思います。全体を見直してもう一度書き直すべきだと思いま  
すけれども、市長どうお考えですか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私どもは、不祥事が起きたわけでありまして、それを少しでも市民の信頼回復をしな  
ければならないと思ってこれを誠心誠意、しかも外部の人たちからも入ってもらってつくったわけであり  
ますから、議会において慎重なご審議をいただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） あとは議会にお任せいたします。

次、男女平等参画の実現に向けてというところで、佐渡市の人権教育啓発推進計画の中の男女平等意識  
の啓発というのはどのような施策を推進することになっていきますか。その施策の効果はどんなものだった  
でしょう。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 年1回講習会等を開きまして、その中で共同参画に対する意識高揚、それ  
とあとは職場等の中で女性の働く地位というものを確保するように講習を進めております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その効果はどんなものでしたか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

参集者自体が実際少ないところもありますけれども、参加された方々の中ではその意識は高揚されているものというふうに把握しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） その参加者が少ないというところが、私は今まで毎回12月にはこの男女共同参画、男女平等参画について質問しようという決めているわけですが、なかなか進まない、これが現実なわけです。なぜ進まないのだろうといつも考えていますが、皆さんいろいろ考えて手を打っておられる。この啓発の計画とか、中身も書いておられるのです。だけれども、結局全部ソフトなのです。ほとんどが。そうすると、それはやっぱり目に見えてわからないのです。だから、今回女性センターをつくりませんかと言ったのは、目に見えるもので、あっ、あれではないかと、インフォメーションセンターなんかできたら、もう市民はインフォメーションセンターのことをあれ何、あれ何と聞いてきます。やっぱり建物があるというのは大きいのだなと思いました。女性センターというのを別に建てろというわけではないのですが、物理的にわかるような形でやりませんかということを今お聞きしたいわけなのですが、毎年保育園における男女平等意識の啓発というのがうたわれていますけれども、現場では一体どうなっているでしょう。生活発表の男女別の出し物はゼロになりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

生活発表の改善ということでございますけれども、公立の保育園の生活発表での男女別の演目については、平成24年度が98演目ありました。平成25年度については59演目、そして平成26年度については44演目ということになっておりまして、今年度については今のところ44演目、同じ演目ということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） もうこれは徹底的にゼロにしていきたいと思うのです。練習のときにどうしたって男女別に練習させることになりませんか。はい、女の子こっちへ集まって、男の子こっちへ集まると。それって差別しているということにならないのですか。区別しているのですよ、少なくとも。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

演目を決定するときに、子供たちの意見とか意思を尊重して、どんなものをやりたいのといった形で聞いた上での演目の決定ということになっておりますので、差別ということではないというふうに感じております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 誰が決めるかと聞いているのではなくて、練習のときに女の子、男の子を別々に出し物するのだったら、では女の子も男の子もこっちへ集まると、女の子用の曲、男の子用の曲と一緒にがんと押してやりますか。そんなことしないでしようというのです。女の子だけ集まって、男の子だけ集まると言いませんか。こういう空気を幼児教育のときからするのが、これが男女平等推進になるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

演目の決定のときにもそれぞれ、男子、女子というわけではないのですけれども、音楽を聞いていただいて、こうしましょうよ、ああしましょうよということではなくて、児童これがいいよ、これがいいよという形で演目を決定しているという中で、特に分けているということではないというふうに感じております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それは、もう責任を子供に押しつけているとしか言いようがないです。あなたたちがこの推進の計画をつくって、推進するのは皆さん、保育士とかではないですか。大人ですよ。子供が決めているとかいう話ではないのではないですか。私は、東京で仕事をしていたときに定期的に10カ所の幼稚園を訪問していました。男女別の演目なんてその中でも見たことありません。20年以上前の話です。そういう状況を島外の方々が見てきて、佐渡に来て、えっ、まだこんな保育しているの、びっくりするのです。私そんな話聞いていて、自分で現場を見るまで私もそんなにびっくりすることなのかなと思ったのですけれども、私も現場を見てびっくりしました。ええっ、本当にこれ佐渡の教育なのと。こういうことは早くやめないと、Iターンの人たちが愛想を尽かすということ。私は、自分の経験だけではなくて、ほかの人たちが言っていることを聞いて本当だなと思いますし、これから佐渡に、よし、では来ようかなとか、若い女性たちに来てもらおうと思うのだったら、そういう人たちがカルチャーショックを受けないような、そういうことも考えて、まずその一番子育ての始まるの保育園で何とかするべきではないですかと言っているのですが、ゼロにするという方針を立てないですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 特にゼロにするという方針は立てませんけれども、ただ男女が区別がされるというようなことがなかなかできるだけないような形での演目の設定ということで園のほうにはお願いしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 推進というのはお願いするのではなくて、男女が一緒にやれるものをこじは全部やりましょうと、そういうふうにして、計画の中にうたわれているとおりに実現するというのはそういうことです。そういうことをやらないでいると、遅々としていつまでもいろんな現実って変わらない。これはたまたま保育園の中のことですけれども、男女共同参画の計画はそれぞれ皆さん課で持っておられると思いますから、同じように、やるのだと決めたら、それをではどうしたらいいのか、行動をしっかりと決めて、目標をしっかりと定めるということをしていただきたいと思います。

では次に、佐渡の女性たちの実態についてですけれども、女性たちがどんな危険な目に遭っているのか、どんな被害に遭っているのかということです。これらの実態に佐渡がどう応えるのかということをお聞かせいただきたいと思います。これは、ある女性たちの実態です。夫がふだんから怒りっぽくて、お酒が入るとさらにエスカレートして暴言、暴力に至る。妻は危険を感じるけれども、お金がなく、頼る当てもないので、外の納屋でじっと待つ。夫が寝てしまったのを見計らってようやく家に戻る。けれども、時に内側から鍵をかけられるので、一晩中納屋にいることもある。暴力を振るわれると無力感に陥り、鬱になるこ

ともある。こういう日常にいる女性たちに対して、佐渡市はどう応えていきますか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 女性に限らず男性でも、逆の場合もあるかと思えますけれども、子育てとかDV、こういう場合ですと子ども若者相談センターのほうが受付窓口等になっております。また、健康相談とかをもうやっておりますし、メンタル、心の相談でしたら新潟県が毎月やっておると、そのほかに法律的なものも含めて法律相談を月2回ほど法テラス等ではやっております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 男性も女性ももちろん暴力には遭っているのです。今、でも女性たちのほうが圧倒的に数が多いということでそこを強調しているわけで、一々そんな男性もですとか言わなくていいのです。本当に困っている方々いたら、それは皆さん自分で警察行くとかわかっている方は行けばいいのです。だけれども、今言ったように多くの女性たちはこんなことを言ったら自分の夫が社会的な信用を落とすのではないとかいろいろ気を使って言えないと、黙っている、そういうことが非常に多い。鬱になってしまう。これが結局子育てしている場合は子供にも響いていく。こういう悪の連鎖になるから、これを何とかしなければいけないと思うわけです。今ほどいろいろ窓口ありますと言ってくださっている、それは確かにあります。でも、私に相談した人たちは一回島外に行って相談をしたと。島外に行って初めて、ああ、こんな女性たちを支援する窓口あるのだと知って帰ってきて、佐渡にもこういうのが欲しいなと言っておられるのです。それは、具体的にやっぱりちゃんと対面式で、何とかセンターとかいろいろ、NGOだったりあるのですけれども、そういうものを佐渡が必要だなとお感じになりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 相談の詳細等については詳しくはわかりませんが、確かに子ども若者相談センターにはかなりのご相談があるというふうに聞いております。その中で取り扱っているものの中に子育てであったり、育児に対する悩みであったり、DVであったりというものを受け付けておるといのが状況だというふうに報告を受けております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） この課題はすぐには解決しないので、またやりたいと思います。

次に、佐渡市教育大綱についてお伺いします。この大綱の作成のときには、メンバーの皆さんは憲法、子どもの権利条約、障害者権利条約などにしっかり目を通されましたでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 全員で同時に研修したというようなことはないですけれども、読んでいる人もいるし、また読んでいない方もいらっしゃるのではないかなと、これは推測ですけれども、そういう状態だと思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） これから計画も立てられるし、ぜひ具体的なところでこれやっぱり読みながら進めたいと思います。特に佐渡の場合、特別な障害を持っている子供たちが島外で学校に通わなければいけないという状況があります。そうすると、佐渡は一人一人を全員大事にするといいながら、ああ、この子はしょうがない、ああ、この子はしょうがないといって手放さなければいけない。でも、そう

すると佐渡の子供たちを育てるということにならないのではないかと思います。だから、障害を持っている子供たちに特別にどうするかという施策が要ると思うのですけれども、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 議員おっしゃるとおりだというふうに思います。いろんなニーズのある、そういう子供たちにしっかり応えていくということは非常に大事なことであります。9月の議会でも耳の不自由な方についての具体的などころでもお話ししたところですが、島外に行かなくても佐渡の中でしっかり対応できるような、そういう姿に進めるべきだというふうには考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 特別な学校に行った後、やっぱり佐渡に帰ってくる子供が多いので、そのときに地域から切り離されて育ったということにならないようにしていただきたいなと思います。

次に、学校の図書、読書環境の充実についてですけれども、先ほど学校司書を配置しているということをしていただきまして、これは本当にこれからも進めていただきたいと思っています。というのは、今子供たちが学びに対して関心、意欲が低下しているという、こういう問題があります。これについてどういう状況だと、佐渡の子供たちについて把握しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 学習意欲の低下というのは、佐渡においてもこれは一番大事な課題かなというふうに捉えています。全国学力テストのいろんな質問肢のところでもそのあたりもうかがえるのですけれども、やっぱり一番の問題は学習意欲だと。学習意欲が高い子はやっぱり学力が高いというような現状であります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 地域教育というのが今度新しくきちんとターゲットになって出ていますけれども、片や今社会教育の中で進めている文化講演関係、これが何か盛り上がっている気がするのですけれども、ご担当の課長さん、どんな感触でしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

先般も博物館の関係で国立民族学博物館の館長さんが来られて、非常に盛会に行われたということでありまして、これからこういうような文化芸能とか、それから含めていろいろな体験プログラムをそろえてそういうような講演会とかたくさんやっていきたいというふうに思っております。ジオパークのほうでもいろいろな講演とかやっておるのですけれども、非常に市民の方の熱が高いというふうに思っていますので、こういうところをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私もジオパークガイド協会に入っていて、そういう講演会に行くとジオパーク関係の人が随分たくさんいるなというのを思っています。私は、恐らくこういうジオパーク、社会教育の中のジオパークガイド協会というか、うまくいったからなのではないかなと思っています。もうご高齢の方々、目をきらきらさせて学びにいらしています。私は、こういう方々、本当に佐渡おもしろいな、すごく感動すると言っている方々と今度は学習意欲をなくしている子供たちを結びつけるような、そういう何

か仕掛けを佐渡市でやったらいいのではないかなと思っているのです。これについて何かお考えありますか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 具体的な考えを今のところの時点では持っていませんが、貴重なご提案だというふうに思っております。ぜひ子供たちとそういった面をつなげるようなものを、これからの教育振興基本計画をつくっていくわけですので、そのあたりも検討していきたいというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これから計画される中で地域教育再生プランとか、あるいは地域総合型クラブとか、そういうことも出てくると思うので、ぜひその中でしっかりやっていただきたいと思います。それから、何しろ今の段階ではやっぱり学校の中で子供たちが学びの場所を見つけている居場所というのは図書館でありますから、学校図書館の充実もこれからさらに図っていただきたいと思います。

大きい4つ目の子育て支援の充実についてですけれども、子育て支援室と親子スペースのことについて、子供たちが遠慮なく本を読める環境を整えたいと思いますが、佐渡の子供たちの図書利用率というのはどうなっていますか。昨年の実績。

○議長（根岸勇雄君） 越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

昨年の貸し出し人数につきましては、9万2,808冊ということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それで、佐渡の子供たちの状況はもうあれですが、佐渡が県内で一番子供たちがよく本を借りているという実態があります。それで、おとし佐和田で具申を子供のために出したもの、このことはどのように検討しておられますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

平成25年12月17日付で佐和田地区の地域審議会の会長さんのほうから地域審議会の諮問以外の事項の具申という形で出されておまして、平成26年3月4日にその具申に関する答申ということで出しております。その中では、佐和田図書館ですけれども、閲覧室及び親子で絵本を見たりするスペースが少ないということがその中で言われておまして、それに対しまして、先ほど教育長も答弁ありましたけれども、なかなかスペースが確保できないというところがございます。ここの対応策の中では増築は難しいということで、会議室などの利用されていない時間帯については学習室や閲覧室を開放するというで回答させてもらったところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡は県内で一番子供が本を借りていて、さらに佐渡の中で佐和田図書館が一番子供が借りているのです。そこのところをもう少し早く具体的にしていきたいのですけれども、いつこれやっていたらいいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

この後来年からグランドデザインに向けたアンケート調査、意向調査というようなものを取りながら、今の図書館につきましては平成31年まで今の1館9分室のままいくということでございますので、それまでの間に先ほど言いましたアンケート調査等をしてしながら、それに向けたグランドデザインを策定していきたいというふうに考えておられて、その中でどうしていくかという部分をしっかり決めていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡インフォメーションセンターについて聞きます。

これの所管課はどちらになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明いたします。

地域振興課になります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） お客様にご案内しているのは誰になりますか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） 受付案内については、民間事業者のほうに委託しております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 残念ながら、ともに観光の専門家ではないところがこの観光情報をやっているということで、これについて見直しが必要だと思っておりますが、そのところ今まで何か議論はあったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明いたします。

従来民間委託事業者と毎月ミーティングを行いまして、課題等について話し合い、観光情報等について不足しているということで、当課のほうからも情報を流しておりますし、あとパソコンでグループウェアが見える環境となっておりますので、そのあたりを確認していただきながら行っております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） せっかくきれいな建物で専門家が置けるので、そのところをもっときちんと配慮して、本当のインフォメーションセンターにしていきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時48分 休憩

---

午後 4時56分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺慎一君の一般質問を許します。

渡辺慎一君。

〔4番 渡辺慎一君登壇〕

○4番（渡辺慎一君） 私は、政友会、渡辺慎一でございます。

突然ですが、1粒1,000円のイチゴをご存じでしょうか。岩佐大輝さん、1977年宮城県山元町生まれ、株式会社G R A代表取締役C E O、日本、インドで6つの法人のトップを務める起業家です。2002年にI Tコンサルティングを主業とする株式会社ズノウを設立、2011年の東日本大震災後は大きな被害を受けた故郷山元町の復興を目的に、特定非営利活動法人G R A及び農業生産法人株式会社G R Aを設立、先端施設園芸を軸とした東北の再創造をライフワークとするようになる。イチゴビジネスに構造改革を起こし、大手百貨店で1粒1,000円で売れるミガキイチゴを生み出す。2012年11月には、インドのマハラシュト州タレガオンに先端イチゴハウスを建設。もう一つ紹介いたします。もう一つは、皆さんもご存じかもしれませんが、日本酒の獺祭であります。2014年4月、安倍首相が来日したオバマ大統領にプレゼントしたものであります。アメリカ、フランスなどにも輸出。年間売り上げ、2014年9月期で49億円。旭酒蔵株式会社は、山口県岩国市にある酒蔵メーカーである。大分県にある同名の焼酎蔵を始め、全国に幾つか存在する同名の酒蔵会社とは無関係ということでございます。半径5キロ以内に住む人はわずか250人の過疎の集落。この会社のおもしろいところは、経営危機のときに杜氏に逃げられ、社員だけで酒づくりに挑むしかなかったと桜井社長は言っております。匠を捨て、匠のわざを生かすのはI Tだったとのこと。

さて、先月11月25日、T P P関連政策大綱が発表されました。26日の新潟日報には、大綱の農林水産業分野では競争力強化と経営安定化を柱としているが、県内の反応は期待と不安が交差というような見出しが躍っておりました。今回もまた私のささやかな体験と妄想から来る独断と偏見に満ちた持論を述べさせていただきます。

通告は、1、T P P対策大綱の佐渡の農林水産業に与える影響と今後の展開、また後継者、担い手に与える影響はどのようなものか。

2、佐渡のスマートアグリの可能性について。

3、農業とI C Tの利用について。

4、竹、もみ殻の農業利用について、また竹林整備、もみ殻のエネルギー利用等について。

5、佐渡の農産物の継続的輸出の可能性についてであります。

演壇の場からは以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺慎一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、渡辺議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

T P Pの問題でございます。現段階では大筋合意ということでありまして、今後具体的な内容は逐次これは検討されるというふうを考えておりますし、また国、日本国といたしましても、それに対する対応策というものが具体化するというふうには考えております。しかし、それはどうなるかはまだ把握できません。したがって、現段階でのT P Pの影響ということについて申し上げたいと思っております。

輸入米、この数量が拡大をするということでございます。当然日本の人口が減っており、消費量が減っているという中で、これは備蓄するとかしないとかという問題ではなくて、外国からそれだけの大きなも

のが入ってくるということになれば、当然のことながら米価水準が下落をするというのは予測されるわけであり、それから、すぐには出てこないと思いますけれども、牛肉等におきましては国産の牛肉全体の価格の下落というものが懸念をされるわけであり、そういう中におきまして、私が一番心配をしているのは、再生産ができなくなるということが一番大きな問題でありまして、それができないということはやっぱり担い手の意欲が低下をするということであり、我々は、高齢農家の方ではなくて若い担い手をこれから育てるあるいは確保をしていくということに力を入れているわけでありまして、毎年いろんな制度を使って10人以上の人たちが佐渡に担い手として入ってくるという今の現状からしまして、ここで腰が折れるということが一番心配なわけであり、したがって、このTPPというのは国際間の問題でありますので、いたし方ないところはあると思いますけれども、日本の農業の実態を踏まえまして、私はデカップリングというものを明確にこの中に位置づけていくべきであるだろうというふうに考えております。

それから、スマートアグリの問題であります。これは、農林水産省のほうでロボット技術やICT等の先端技術を活用して超省力化あるいは高品質生産等を可能にする新たな農業ということで実は定義をされてきているわけであり、確かに今議員が前段でご紹介いただきましたこれらについては全国、各地というのはおかしいですけども、ぼちりぼちりとうようなものを活用してやっていると出てきているわけであり、ただし、今佐渡の基幹的な農業生産の場合は、施設型ではなくて土地利用型なのであります。さっきの1粒1,000円ですか、何とかというイチゴ、これも露地で作っているわけではございません。施設の中でつくっている。その施設の中においては、温度管理なり、そういう品質管理というのは全てセンサーで出てくるわけであり、ただ、土地利用型の米をつくるということになると、そう簡単に国が言っているように、何かこういう天下とったようなことを言っているようであり、しかしそんなことはできっこないわけであり、したがって、まず土地利用型におけるスマートアグリ、ICTというものについては、労働力の不足対策、これ一つの例でいきますとトラクターとかコンバインとか、こういうものの自動化とうようなことが言われております。そういう意味と、もう一つはそういうことができる3Kというものを解除して、若い人たちが入ってくるような魅力をここでつけるということとで今やっているとうふに理解をいたしております。

次に、竹ともみ殻の農業利用につきましてであります。実は平成25年から国の補助事業も活用いたしまして竹林の整備もやっているところがございますが、やっぱり竹のエネルギー利用とうことはやっぴいかなければならない。ただ、これは非常に竹を粉碎して使うとうことはなかなか難しいとうことも承知はいたしておりますが、これはしかしそこまで来たわけですから、エネルギー利用とうことは考えていかなければならないし、もう一つはもみ殻の問題でございます。圃場整備がだんだん少なくなってくる中において、もみ殻が余ってくるとうこととございます。そういう意味からすると、もみ殻堆肥とうことをやっぴい考えていかなければならないわけであり、平成26年、昨年農家の協力を得まして約13ヘクタールの水田でもみ殻堆肥を入れまして生育調査を実施をいたしているところとございます。もう一つは、燃料であるモミガライト、これをしたモニター事業もやったわけであり、実はこのもみ殻堆肥については、これが一定期間たつてみないとその効果とうものは出てこない。単年、1年や2年でその効果とうものは、速効性ではございませんので、これは出てこないわけであり、

ある一定の今期間を定めて調査をいたしているわけでございますし、もう一つはモミガライトを使用したものについては、確かに燃料としてはいいところがあるのですが、灰がいっぱい出るわけでありませう。この灰の処理をどうするかということで、これもいわゆる焼却灰を固形化をするなりして土づくりの利用ということで、今これも調査をしているところでございます。

もう一つは、佐渡における農産物の継続的な輸出というものであります。正直申しまして、現在米について輸出をいたしているところでございますが、なかなか流通の部分で非常に問題がございます。したがって、今JA佐渡が取り扱っている輸出というのはございます。これについては、全農を通しながら、平成27年では約78トンの米の輸出をしております。香港、シンガポールが中心でございます。ただ、そういう中で、佐渡でとれたおいしい米の付加価値を高めていく、そしてもう一つは佐渡の米の評価を高めるという意味、これも意味があるわけでございます、そういう中で、農協だけではなくて、島内における農家がいわゆる現地の商店と契約をいたしまして、香港のほうに、まだ少ない2.7トンでありますけれども、輸出を開始をしたところであります。その流通の体制の整備ということは、これは国のほうでもやらなければならないので、薫蒸施設等が非常に問題になるわけでありませう。そういうものことは要望していきたいと思っておりますが、まずそこで大きな収益を上げるといふこと以前に、やっぱり佐渡の米の評価を高めていくという視点からしても、これからこの輸出のいわゆる販路拡大といふことはやってまいりたいと思っております。また、米だけではなくて柿についても今東京農業大学のほうを通じながら、ドバイのほうにどうだろうといふことで今模索をいたしているところでございます。そういう意味では、佐渡にはすばらしいもの、おいしいものがいっぱいとれるわけありますので、世界に向けて発信をしていく、今後やっていかなければならないというふうを考えております。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 先月の11月25日、TPP総合対策本部決定ということをもって、総合的なTPP関連政策大綱ということをもって、これ一通り目を通させていただきました。これから佐渡の農業が批准後ゆっくりとなのか、即というのも果樹なんかによってはあるようだけれども、佐渡がこの後どうやったら今以上に停滞させないで活力ある農林水産業が維持できるかというようなことでもって、さっと目を通しました。ただ、国際競争力を強化するとかというようなことでもっていろんなことは書いてありますけれども、佐渡の現状にあわせて考えてみると非常になかなか難しい。しかしながら、野心のある若き農業者がこれからこれを変化をチャンスと見る者が出てくるならば、非常に可能性を秘めているものと思っております。この大綱の2ページには、21世紀のアジア、太平洋に自由で公正な一つの経済圏ということでもって、世界のGDPの約4割（3,100兆円）というかつてない規模の経済圏をカバーした経済連携、人口8億人という巨大市場が創出されということでもって、最初から読むと非常に心躍るような言葉が並んでおりますけれども、具体的に先ほど言いましたように地域の稼ぐ力強化、①、地域に関する情報発信、それから②、地域のリソースの結集、そしてブランド化というようなところを見ると、何か佐渡に当てはまるものがないということでもって非常に残念に思っております。佐渡の農業を根底から、先ほど市長もおっしゃいましたように土地利用型なわけで、私の妄想提案が佐渡を救うとは決して思っておりませぬ。

れども、若い人にはそれが一つのチャンスと映るかもしれないということでもってお聞きいただきたいと思えます。

過去に私は昭和63年というか、平成元年ごろから単身ドイツへ乗り込みまして、香辛料、それから小物類を向こうの香辛料屋から買って郵便局から出すという並行輸入みたいなことをやっておりました。それから、私が海外に出すコンテストというのは、継続性のものではありませんけれども、1年に1つのコンテストに出すというと1回きりの輸出扱いになるわけです。そこで、今回投資とか、それから品物の人的なものもそうかと思うのですけれども、物流等がTPPによって出たり入ったりが激しくなってくるというような意味からすると、私が経験したものが即そのまま当てはまるわけではないのですけれども、私の場合には肉製品を例えばドイツに輸出、コンテストに出しました。そうするとインボイス、それからパッキングリスト、それから一番最初にやらなければいけないのは、ドイツの輸入特別許可という許可証をもらわなければいけない。そのほかに、当然エントリーリストも要りますし、署名入りの生きているときに法定伝染病がないあるいはBSEがないというのを牛、豚、全部番号、生産者を家畜保健所から証明をいただきまして、それをドイツ語に直す。そういうものを全部、今度は屠畜のときの証明書も原本が要ります。それから、成田を出るときには当然家畜保健所の原本と屠畜場の証明、病気がないという獣医さんの判こがついたものをまとめて成田の検疫に出します。そこでは、最終的に日本から出るということでもって、そこでも当然審査がいくわけですが、その前に一番最初に出さなければいけなかった輸入許可というのは検疫と絡んでおります。例えば私のところは肉製品ですから、向こうのコンテストにまず何キロ出す、それを検疫と向こうの輸入する送り先、そこをこういうものをつくっていただきまして、その中に特に検疫事項が全部、10項目ぐらい書いてあります。中の一つを私一生懸命辞書を引いて訳したわけですが、例えば幾つか目のところでは、牛肉製品の場合はBSEの発生した群れからの部位は一切使用していないことの証明を出しなさい、それから国境での書類審査、品物が書類と一致しているかどうか調べてインスペクションを行うと。それから、製品が届いたら直ちに1ページに、この前に書いてある管轄の検疫に報告する。他の目的には、要するにコンテスト以外には出すなど。それから、品評会の終了後、製品または残りのこん包資材も含めまして、検疫の指示に従い、厚生獣医立ち会いのもとで廃棄処分すると。それから、当件輸入に伴い発生した費用、処分等は私が持てと。それから、輸入というか、向こうに着くのは5月20日までに行うこと。いろんな病気が出たときにはOIEという国際獣疫事務所というのが法定伝染病が出た場合ストップかけますので、本許可は獣疫法上の理由からいつでも無効にできるというような、これにサインをして出さなければいけないわけです。向こうにたった1枚の書類の不備があっても突き返されるというようなことで、こういうことも経験してまいりました。

話は変わりますが、ことしの8月6日に私のせがれたちがやっておる食肉加工の直営として飲食店を出しました。そこで西洋野菜のある品種を年がら年中欲しいというふうにせがれから言われまして、4間の10間のハウスを建てまして、そこでここには持ってこれないので、3Dプリンターで私がちょっと印刷してきたのですけれども、こういうパイプに穴をあけたものに液肥を入れまして、これを循環させて3往復行って帰ってくる、そういうものが1つ。それから、発泡スチロールに穴をあけて、金魚のぶくぶくみたいなエアレーションを起こすスタイルのものが1つ。それから、これは川の流れるように液肥を回していますけれども、ほんのちょっと、2ミリくらいの液肥が流れるような、これと同じような装置。それから、

根っこのところに液肥を噴霧する方式が非常に育ちがいいということでもって、噴霧水耕の装置ということでもっていろんなものを組み合わせまして、何台かつくって今試験をしております。ソーセージ屋だった男ですから、最初からそうはうまくはいくものではないとは思ったのですが、最初の水利不順というか、植物がちょっとチップバーンを起こした、そういうこと以外は、私の新穂にいる師匠さんに聞きましたら、あなたの液肥は濃過ぎるのではないかということで、その後安定してまいりました。私のやっていることは、電位メーターというか、ECという液肥の濃度をはかる機械とpHをはかる機械です。これで3日に1回とか管理しているだけですけれども、今の実験装置だけでとりあえず、夜だけの営業ですけれども、軟弱野菜は足りている。ほかのブロッコリーとか大根とか、カボチャとかというのは農家から買えばいいということでもって、非常に軟弱のすぐしおれてしまうようなものはそれでとりあえず間に合っているわけです。

そこで、きょうのこの通告にも書いてあるようにスマートアグリ、それからICTを利用した、農業とICT利用ということを書いてあるわけですが、私この国のTPPの先ほどの一連のものというのとはかなりオランダを意識していると思います。ということで、いろいろと調べた結果、多分間違いないと思っておるのですが、オランダは九州くらいの大きさで、人口は1,700万人、しかしながら食料の輸出は世界第2位ということなのです。ほかのところは農地面積は日本の何十倍、何百倍というところばかりですが、オランダだけはここ30年の間に、30年ぐらい前は大きく日本と変わらないようなところからグラフを書いてみると、今ではもうとってでもではないけれども、追いつかないぐらいの農業をやっているということで、それがスマートアグリ。だから、向こうにも当然農家農家したお百姓さんという人がいるかもしれませんが、私が実験的にこれをやっているような、これは今のところビニールシートもこうやって手で回したり、換気扇は手であけたりしていますけれども、あれをだんだん、横着なものですから、自動的な巻き取り装置ができないかなとか、自動的に温度センサーでもって換気扇が回らないかなということをおもうわけです。このスマートアグリというのは、私も調べてわかったのですが、そういうものを温度とか湿度とか、液肥の温度、それから液肥の濃度、それから中の冷房、暖房も全部含めまして光の強さ、太陽光と電球と併用する場合もあるし、密閉型でもって完全に電気だけを使うようなものもあるらしいのですが、オランダあたりはそれが非常に進んでいるということでもって、まさに勉強するとか、オランダが参考になるのではないかなということで、さらにさらに調べました。そしたらやっぱり反論する文書もあるわけです。オランダと日本と比べた場合に、日本は絶対オランダのようにはならないよと、近隣諸国、日本は海に囲まれているのではないかと、オランダの場合には周りがドイツ、フランス、ルクセンブルク、ベルギーなんかにしても非常に裕福な国が多いということでもって、オランダのようにはならないのだと言うのですが、そういう農業もあるという意味では佐渡ももっともってそういう、先ほどの田んぼの耕作放棄地あるいは田んぼまでを今の話ではカバーすることはできないのですが、可能性はあるというふうに思っております。それはなぜかということ、大変失礼な話でお叱りを受けるところもあるのですが、東京のほうに佐渡に移住しませんかということでもってポスター持って行きますよね、PRに。そうすると、はざかけのような、岩首のあの棚田のきれいな風景等はあるのですが、佐渡に移住しようかどうかといったときに、腰が痛い、この風景はすごく空気がきれいで、のどかで、自分

が憧れている風景なのだけれども、自分がそこに移住して生活しようとは思わないという人もいると思うのです。そういう意味からすれば、要するに選べるような意味でもってああいうはぎかけあるいは棚田のきれいなところもあれば、水耕でスマートアグリをやっている人もいる、それから国仲平野のように広いところでもってとんでもない大きな機械で田植えをしているあるいは刈り取りをしているというような、そういう農業の多様性というものを見せてやることによって、1,000人のうちの1人しか佐渡に移住するかしないかという人が1,000人のうちの3人になる可能性もあると思っています。その辺についてまずどうですか。農業の多様性ということの佐渡での可能性。ひとつ市長、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず1つ、農林水産省で言っているスマートアグリ、ここの中でいろんなことが書かれておりますし、それも同じですし、さっきのTPPに対する国の対策というのがありますが、あれは何も今出てきた話ではないので、ずっと前からあるのをちょっと名前変えて横文字にしたか何かで出ているだけであります。だから、私さっき申し上げましたが、あれをそのままのみに我々のところでは活用できないということは、これは事実であります。

もう一つは、スマートアグリの中で、今議員がおっしゃったように大きな狙いというのは、汚いとかきついついとかという、その仕事というイメージを払拭をして、誰しものが、ごく素人が入ってこれるという農業をやっていこうということが実は基本なのであります。これは施設型のものでありますけれども、その場合、これは議員は大変な技術をお持ちですから、いろんなものを組み合わせながらやっていますが、実は実際のスマートアグリの場合はもうでき上がったものがあるのです。だから、例えば東京の企業なんかはセンサーで見ていて、自動で全部制御できる、温度もできるし、養液栽培が中心ですけれども、養液の濃度を変えていくとかということが出来るわけです。それは、もう現に糸魚川なんかでもやっております。小さなトマトなんかやっています。では、それが本当に佐渡でできるのかということになると、そう簡単にはできないということでもあります。それはなぜかということ、やっぱり市場が近くになればためなのです。それともう一つは、多分先回の議会だったと思いますけれども、議員のほうからご指摘があったようにマーケティング等がまず必要になってきます。そのときに、一定の量というのをどう提供するかが非常に必要なわけであります。したがって、そういうものはやっぱり目指していかなければならぬけれども、いつかそれはできるということではないわけです。ですから、すぐやりますということがこれなかなかできないのですが、議員のおっしゃるようなその方向性というものはこれからやっぱり考えていかなければならないと思っています。ただし、佐渡の場合は米が中心で今やっておりますし、柿とてもあれはハウスの中でやっているわけではなくて、基本的には露地ですから、畑でやっている。それをどうやって省力化するか、いわゆるきついついとかいうものを改善をするかということによってやっぱりやっていくべきだと私は思っております。議員が今、これは悪かったかもわかりませんが、こっそりハウスの中ものぞかせていただきましたが、大変いい品物ができていることも事実でございます。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） そういう可能性もある、また新穂あたりでも水耕をやっている人は少なくとも2人は知っていますし、それから土をどこのところに植えているのだけれども、畝の間に液肥を流すという方も1軒おられて、その方はそのハウスは全自動だそうです。ですから、温度センサー、液肥の濃度、それ

からハウスの暑くなったときの開閉、タイマーと温度センサーを絡めてそういうことをやっているのかなというふうに思っております。

そこで、資料要求したところの中に、これは佐渡の全部をあらわすわけではないのですが、佐渡の中央青果を通る佐渡産の野菜の占有率、農林水産課長、わかりましたら教えていただきたいのですが。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

平成26年度におきまして、島内産の占有率、野菜でございますが、8%ということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ありがとうございます。この市場で取り扱った平成26年度で1,235トンのうちの約100トンが島内産の野菜ということでもって、今課長が言いました島内産の野菜の占有率は8%ということでもって、直近6年間のデータをいただきましたが、占有率は7.9ですから、大体8%と言って間違いありません。先ほどは言いませんでしたけれども、職業の違う私があと1カ月すると65歳になります。パイプに穴をあけて、ハウスは人様から建てていただきましたけれども、液肥を購入して混合して、洗濯用のお風呂場のお湯を洗濯機に入れるモーターをつけて液肥を循環させて、完全無農薬です。虫はたまに食っているところありますが、ほとんど虫はいません。それこそ造花の野菜かなと思うぐらいきれいなものです。味も全く素人の私がやってもこんなにすばらしいものができるのかというふうに思っておりますし、それから専従者がいないです。私が朝晩ちょっとハウスをあけたり閉めたり、行ったりするだけ。あと、液肥の濃度を調整する程度のことのでかなりのものができるわけです。液肥代なんて大したことはない。それから、種からやっていますから、種代も苗で買っているわけでないで、大したことはない。私のところ、これ農業の、私は非常に今おもしろいというか、好奇心をくすぐられる趣味というか、農家のまねごとをやっているわけですが、好奇心をくすぐられる中に、これはいいわと思っているのは、私のところの加工品をつくる時には、商品、ここに仕掛かり品というか、ここまでできたというものをとおんと冷蔵庫に入れておいたって大きくなりません。加工もされません。みんなかなりのマイコン制御の機械使ったり、何だかいろんなものを、スモークかけるにしても自動になったり、いろんなことになっていきますけれども、みんな1人ずつ人間がついて、そういう私のところとしては高度な機械を使っているのですけれども、野菜の場合にはさっき言ったように2日か3日に液肥の濃度を見る、それは全自動にできるわけです。A液、B液をまぜるといのはね。これはハウスの開閉もそうです。換気扇もそう、温度もそう。といったときに、ひとりで大きくなってくれるというものがほかにあるかなと思ったときに、余りないのです。それが農業、農家のよさというか、そういうふうに思っております。ですから、可能性の一つとして多様性の、農業の、佐渡にはこういうことをやっている人もいるのだよというような多様性、生物というか、田んぼの生き物ばかりではなくて、佐渡にはいろんな農業をやっている人がいるのだというような人も出るかもしれません。冒頭申し上げましたように、ミガキイチゴにしましても獺祭にしても、全て完全にもうICTで固めてあります。獺祭の米は当然山田錦ですから、とんでもない、720ミリリットルぐらいのものが3万円ぐらいで売られて、2カ月待ちみたいなのがネットのほうには出ておりますけれども、過去の酒屋さんというのは、その場所、山口のその酒屋さんの記事には、米の等外になったものはとら

ないからやらない、酒米をつくるの嫌だみたいなのがあったのですけれども、それまで買い取ってセンシング技術、それは富士通のAkisaiというもので、昨年からは始まっているようであります。今ネットを調べれば、まさに企業のメーカーが例えば米の生産コストをICT活用で削減へ、長野県が農業法人で実施、日本酒癪祭、出てきましたけれども、蔵元が農業ICT導入、原料米の生産量アップということでもって、これは田んぼに対してやっているわけです。それから、最近写真で見ただけなのですけれども、田んぼのところにスマホで写すと、その田んぼの要するにGPSなんかの位置情報みたいなのがクラウドに送られるのだと思うのですけれども、そういうものが送られて、品質をできるだけ高いものにしてもらえるというようなことで、田んぼにもこれからはこういうものがどんどん応用されてくると思います。その次に書いてありました。ICTを活用した水田農業における効率的、生産体系の実証事業ということでもって、これはまだ実証です。それから、トヨタが農業IT管理クラウドサービス開発、愛知、石川の米云々とかと書いてあります。ですから、NEC、それから富士通、それから先ほど言いましたように車屋さんまでそういうところに乗り込んでいるわけですから、農業をやっている担い手がない、でも先ほど言いましたように全然違った意味の、意味のと言ったらおかしいのですが、違った手法で農業をやってみたい。女性の働く姿もすごく作業服が、最近農業をやる方の女性のユニフォームが売れているそうです。それから、ある車のメーカーは、女性用のピンク色と何か赤い色の軽トラックが非常に売れているというようなニュースもあります。そういう時代になってきているのです。農業と云ったら何か自分のところのおじいちゃん、おばあちゃんを思い出して、何か腰が曲がってつらいな、つらいなという、そういうのを思い出させない、そういうものをイメージさせない農業のほうに持っていけば、佐渡の全部を救えるわけではないのですけれども、可能性はあると思っております。

それから、ハウスの中で、これから年がら年中同じ野菜つくれとせがれが言うわけですから、私は今でも霜がおりたらどうなるか、寒波のときにはどうなるかと思いつつながら、ロケットストーブというのをつくりました。ロケットストーブの一番簡単なものはこれなのですけれども。つまり煙突が土管でもステンレスの煙突でもブリキでも何でもいいのですが、L字形していればいいのです。ロケットのLではないです。ロケットのLはRですから。こういうふうには、これくべる口なのですが、こっち側から空気入るのです。ここからも空気が入るのですが、ここに燃料を、例えばペレットを入れてもいいですし、こっばを入れてもいいのですが、ここをそういう最初火をつけるときに新聞紙か何かにつけてだあっとやると、このところが800度以上になります。煙突が熱くなってしまうと、とんでもないドラフトを起こして、火は絶対こっちとか出口に戻ってこないのです。これの巨大なものをつくれば、こんな短いまきをくべるという必要はありません。ここをこのぐらい長くしても、火がついているところというのはここですから。ペレットにする場合にはどうしたらいいかというと、これのちっちゃいものがここにはまると思ってほしいのだけれども、これも3Dプリンターで印刷してみたのですけれども、ここからここに入ってきたら、このところにこれが入っているとします。そうすると、このところだけに、この上はずっとペレットがあるわけなのですが、それで例えば3時間分、4時間分と云ったらこの上はずっとペレットを盛り上げておけばいいのですが、火がついているところはすごいドラフトを起こして横に火が走っていますから、この先端だけが火が燃えているわけです。これをハウスの暖房に使えないかということで一回段ボールを燃やしてハウスの中でやってみたら、ビニールハウスに穴があきそうなくらいの火が上がりまして、これは大変

だ、火力を弱めなければいけないということでもって、世界に一つの私のデザインのステンレスでつくったロケットストーブづくりました。世の中には頭のいい人がいるので、私がネットに出したら、渡辺さん、それはドラフト起きるのかな、ここに煙引っ張ってくれるのかなと言うのです。しょうがないですから、私は証明しなければいけない。これで火の勢いをとめられると思ったのですが、ここに火をくべてやってみました。ここはやっぱり800度ぐらいになって、すごい勢いでドラフトが起きます。その力でもってずっと押し出すのです。ロケットストーブのすばらしさというのは、これが別にこういうふう曲がってなくても、一遍ドラフトを起こしてしまえばずっとハウスの周りを暖房することができるということでもあるわけです。ということで、これでいいのか、水素にしようかとかという妄想を今いろいろと考えているわけですが、例えば一気に設備投資を何千万も何億もかけてやらなくても、そういうことでもできるということを私はこれから証明していきたいなと思っております。

時間がなくなりました。最後に一言言って、市長から感想を聞いて終わりにしたいのですが、私がこの水耕栽培をやった後、やはり土を実験してみたいと思っております。土を実験する中で、自然農法、いろんなものがあります。農家の数だけ農法というのはあるというぐらい言われているのです。いろいろと調べてみました。永田農法。ううん、難しいな、苗を買ってきて全部洗って、根っこの部分を半分ちょん切って、しかも畝を高く上げたところをもう一回掘って、それでまた盛り上げておわんのようにした土の上に根っこを広げて成長させる。スパルタ農法とも言われているのですが、それかなと思ったのに、とつてもできない。失敗する率が多い。それで、行き着いたのが、この後来年はぜひともそれをやって楽しみたいと思うのが炭素循環農法。もしこれが実証する者がいて、ある程度のものを、3年ぐらいは土づくりに必要らしいのですけれども、要するに炭化物を全て田んぼに入れる。さっき言ったもみ殻が余るといってもそうですけれども、草とか、それからもみ殻、それから枝の剪定のものとかで、大きな木の真ん中は要らないのです。枝とか、そういうもののほうがC/N比とか、炭素と何かの比率、窒素か何かの比率らしいのですけれども、そういうものを投入することによって、ちょっと農家の方には怒られると思いますが、それが本当かどうか私は実験してみたいので、うそかもしれませんが、肥料は要らない、農薬は要らない、水もやらなくてもいいみたいな、ちょっと今極端に言いましたけれども、そういう農法があるということでもって、ネットではそれを結構、ユーチューブ等に出しております。

それから、前回言い忘れてましたけれども、人工衛星上げている石川県の羽咋市ですか、スーパー公務員がいるあそこでは、木村さんという方のリング、その木村さんも映像に出ておりますけれども、あそこ組んで何か、要するに炭素循環農法とは限らないのですが、自然農法みたいなことをやると。その木村さんが言うには、日本一のリングをつくっているのですけれども、やっぱり土づくりと言っているのです。私のつくっているリングは腐らないと言うのです。買ってきたリングと自分のつくったリングと瓶の中に何十日か入れておくと、自分のつくっているリングは発酵するのですって。そういう……

〔講演会じゃないんだから、質問したらどうだて〕と呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君） いやいや、しゃべりたいのだから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君） うん、そうそう。最後に聞きますので。

私は、単なるネット上のおもしろい情報をきょうは集めて一方的にしゃべらせていただきました。です

から、これは単なる、提案とはいいいましても、渡辺が何か妄想をきょうは一般質問でしゃべりたいだけしゃべっていたと思ってください。しかしながら、私は思うのは、これからの佐渡の、例えば米を見たときに、今の減減というのは5割減減ですよね。3割減減のところなんか出ていますよね。それから、今回新しく新之助、あれは佐渡はことしつくるのですか。わかりますか、市長。佐渡では作付しますか。

〔「来年」と呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君）　そうですか。ということで可能性だけ、でもきょうは妄想をしゃべりたいだけで、あいつはばかなものだからしゃべったのだというふうに思ってください。ただ、私は自分で納得できないものは自分でここからつくって大きくして、自分で試しているのです。何でも自分で、ただの知識を持ってきているわけではないのです。私は、全部自分で実験したものを発表している。その中に、まだ自分で実験していないものは炭素循環農法です。しかし、この液肥のあれに関しましては、それこそちょっといいものでありますけれども、立派な野菜が育っておりますので、市長も見てくれたということですが、可能性の一つとして、今後のTPP大綱のそれはじわじわと佐渡の農業を締めつけるのかあるいは展望が開けていくのか、それはわかりませんが、頭の隅っこにきょう言ったそういうICTで固めた水耕、それと田んぼなんかこの広い田んぼをどうするのだ、耕作放棄地はどうするのだと言いますけれども、そこにもICTの波がこれからやってくると思います。

最後に、今ベル鳴りましたので、市長に私の妄想に対する感想を一言いただきまして終わりとしたと思います。

○議長（根岸勇雄君）　甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　冒頭申し上げましたけれども、TPPの影響というのは、すぐにはぱっとは来ないけれども、私はじわじわ来ると思っています。そのためには、今調子のいいときに何かを考えていかなければならない、これは経営というのはそうだと思います。そのときに、1つはやっぱり大規模化だと思っております。ただ、これは佐渡においてはほぼ不可能に近いわけでありまして。もう一つは、高付加価値化だと思っております。私も炭素循環農法というのは本で見たのです。これが本当だったら、私は眉唾なのです。だって、肥料も要らない、農薬も要らない、水も要らないなんていうのなら、これはもうみんながやりますわね。これはちょっと無理だと。私は眉唾だと思っておりますが、これはぜひ実験をお願いしたい。ただ、これからの農業もそうですし、今先進的な農業をやっているという方は、全部ではないですよ、成功している方というのは農家ではないのです、発想が。農家ではないのだ。だから、我々は農業以外の企業さんとか、そういう方々、産業の方々と手を結んで産業間連携ということをやっていかなければだめだということも今進めているわけでありまして、その産業間連携の中の核となるリーダー役としてぜひ議員のほうからお願いをしたい、このことを要望しておきます。

○議長（根岸勇雄君）　渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君）　ありがとうございました。議員もやりながら、炭素循環農法の研究を半年かけて私は証明したいと思っております。それを証明できなかったときには自ら去りますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君）　以上で渡辺慎一君の一般質問は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、14日月曜日午前10時から一般質問、その後追加議案の上程を行います。

本日皆さんのお手元にあらかじめ追加議案を配付してございますので、月曜日には必ず持参していただきますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時52分 散会